昭26.11.13.

官報

主要目次

法律
○日本政府在外事務所設置法の一部改正　一八九頁
政令
○米価審議会令　一九〇
省令
○予約新聞電話規則の一部改正　一九〇
告示
○無線局免許　一九〇
○社債等登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社指定　一九二
○連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に対し通知した事項　一九二
○講和記念第一回河北農協久美愛定期貯金の細目等　一九二
○乾製水産物等の規格証票の様式及び表示の方法の一部改正　一九四
○京都府等への行幸を記念して特殊通信日附印を使用する件　一九四
○新見郵便局に電報受付及び電話通話事務開始　一九四
○上市郵便局における電話通話事務等廃止　一九四
○電信線路電話線路ノ移転請求方の一部改正　一九五
○砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地指定（茨城県）　一九五
○砂防設備を要する土地指定（富山県）　一九五
○保安林解除（山梨県）　一九八
官庁事項
○職種及び職級決定（工業管理、史料研究、輸送管理、配船業務、世論調査、吹奏楽、航路標識管理）　一九九

法律

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十一月十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第二百六十号

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表を次のように改める。

名称	位置
在ワシントン日本政府在外事務所	アメリカ合衆国　ワシントン
在ニューヨーク日本政府在外事務所	アメリカ合衆国　ニューヨーク
在サンフランシスコ日本政府在外事務所	アメリカ合衆国　サンフランシスコ
在ホノルル日本政府在外事務所	アメリカ合衆国　ホノルル
在ロスアンゼルス日本政府在外事務所	アメリカ合衆国　ロスアンゼルス
在シアトル日本政府在外事務所	アメリカ合衆国　シアトル
在オタワ日本政府在外事務所	カナダ　オタワ
在メキシコ日本政府在外事務所	メキシコ　メキシコ
在リオデジャネイロ日本政府在外事務所	ブラジル　リオデジャネイロ
在サンパウロ日本政府在外事務所	ブラジル　サンパウロ
在モンテヴィデオ日本政府在外事務所	ウルグアイ　モンテヴィデオ
在リマ日本政府在外事務所	ペルー　リマ
在台北日本政府在外事務所	台湾　台北
在ニューデリー日本政府在外事務所	インド　ニューデリー
在カルカタ日本政府在外事務所	インド　カルカタ
在ボンベイ日本政府在外事務所	インド　ボンベイ
在カラチ日本政府在外事務所	パキスタン　カラチ
在バンコック日本政府在外事務所	タイ　バンコック
在ラングーン日本政府在外事務所	ビルマ　ラングーン
在ジャカルタ日本政府在外事務所	インドネシア　ジャカルタ
在スラバヤ日本政府在外事務所	インドネシア　スラバヤ
在ロンドン日本政府在外事務所	連合王国　ロンドン
在パリ日本政府在外事務所	フランス　パリ
在ボン日本政府在外事務所	ドイツ　ボン
在ローマ日本政府在外事務所	イタリア　ローマ
在ブラッセル日本政府在外事務所	ベルギー　ブラッセル
在ヘーグ日本政府在外事務所	オランダ　ヘーグ
在ストックホルム日本政府在外事務所	スウェーデン　ストックホルム
在ジュネーヴ日本政府在外事務所	スイス　ジュネーヴ
在マドリッド日本政府在外事務所	スペイン　マドリッド

同條に次の一項を加える。

3　大使館、公使館、総領事館又は領事館が設置されることによりその管轄区域内にある在外事務所を廃止する必要がある場合において、特別の事情があるときは、政令の定めるところにより、当該在外事務所を廃止することができる。

第三條第一項第十五号を次のように改める。

十五　前各号に掲げるものの外、所在国において外務省の所掌事務を行うこと。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　日本政府在外事務所増置令（昭和二十六年政令第三百九号）は、廃止する。

内閣総理大臣　吉田　茂
法務総裁　大橋武夫
外務大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田勇人
文部大臣　天野貞祐
厚生大臣　橋本龍伍
農林大臣　根本龍太郎
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　山崎　猛
郵政大臣　佐藤栄作
電気通信大臣　佐藤栄作
労働大臣　保利　茂
建設大臣　野田卯一
経済安定本部総裁　吉田　茂

毎日文庫
昭和二十一年三月二十一日　第三種郵便物認可

政令

来価審議会令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十一月十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百五十四号

米価審議会令

内閣は、経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）第三十二條第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一條　米価審議会（以下「審議会」という。）は、物価庁長官及び農林大臣の諮問に応じ、米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を物価庁長官及び農林大臣に建議する。

（組織）

第二條　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

第三條　委員及び専門委員は、第一條に掲げる事項に関し学識経験のある者のうちから、物価庁長官が任命する。

第四條　委員の任期は、一年とし、これに欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員及び専門委員は、非常勤とする。

第五條　委員により会長として互選された者は、会務を総理する。

2　会長に事故があるときは、あらかじめ委員の互選した者が、その職務を代理する。

（庶務）

第六條　審議会の庶務は、物価庁第二部において処理する。

（雑則）

第七條　この政令に定めるものの外、議事の手続に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農　林　大　臣　根本龍太郎

経済安定本部総裁　吉田　茂

内閣総理大臣　吉田　茂

告示

◉**電波監理委員会告示第二千二十号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十三日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十七日　第三一〇八号

二　免許人の名称　朝日放送株式会社

三　無線局の種別　放送中継局

四　無線局の目的　放送事業に使用するため、放送中継業務を行う。

五　通信の相手方　朝日放送株式会社堺放送所

六　通信事項　放送番組の中継及び放送事業に必要な事項

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

◉**電波監理委員会告示第二千二十一号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十三日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十七日　第三一〇八号

二　免許人の名称　朝日放送株式会社

三　無線局の種別　放送中継局

四　無線局の目的　放送事業に使用するため、放送中継業務を行う。

五　通信の相手方　朝日放送株式会社堺放送所

六　通信事項　放送番組の中継及び放送事業に必要な事項

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

◉**電波監理委員会告示第二千二十二号**

神龍丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月十三日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三二六七号

二　承認を受けた者　海上保安庁

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　海上保安庁所属神戸海岸局、同所属船舶局

六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　神龍丸（主たる停泊港　神戸）

九　呼出符号及び呼出名称　JFZJ　しんりゅうまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置	A一	A一、A二	三七五kc	四〇〇kc	四二五kc
			四〇〇kc	四二五kc	四四〇kc
			四四〇kc	四四六kc	四五〇kc
			四五〇kc	四五五kc	四六〇kc
			四六〇kc	四六五kc	四七〇kc
			四七〇kc	四七五kc	四八〇kc
			四八〇kc	四八五kc	四九〇kc
			四九〇kc	四九五kc	五〇〇kc
			五〇〇kc	五〇五kc	五一〇kc
			五一〇kc	五一五kc	五二〇kc
			五二〇kc	五二五kc	五三〇kc
			五三〇kc	五三五kc	五四〇kc
			五四〇kc	五四五kc	五五〇kc
			五五〇kc	五五五kc	五六〇kc
			五六〇kc	五六五kc	五七〇kc
			五七〇kc	五七五kc	五八〇kc
			五八〇kc	五八五kc	五九〇kc
			五九〇kc	五九五kc	六〇〇kc
			六〇〇kc	六〇五kc	六一〇kc
			六一〇kc	六一五kc	六二〇kc
			六二〇kc	六二五kc	六三〇kc
			六三〇kc	六三五kc	六四〇kc
			六四〇kc	六四五kc	六五〇kc
			六五〇kc	六五五kc	六六〇kc
			六六〇kc	六六五kc	六七〇kc
			六七〇kc	六七五kc	六八〇kc
			六八〇kc	六八五kc	六九〇kc
			六九〇kc	六九五kc	七〇〇kc
			七〇〇kc	七〇五kc	七一〇kc
			七一〇kc	七一五kc	七二〇kc
			七二〇kc	七二五kc	七三〇kc
			七三〇kc	七三五kc	七四〇kc
			七四〇kc	七四五kc	七五〇kc
			七五〇kc	七五五kc	七六〇kc
			七六〇kc	七六五kc	七七〇kc
			七七〇kc	七七五kc	七八〇kc
			七八〇kc	七八五kc	七九〇kc
			七九〇kc	七九五kc	八〇〇kc
			八〇〇kc	八〇五kc	八一〇kc
			八一〇kc	八一五kc	八二〇kc
			八二〇kc	八二五kc	八三〇kc
			八三〇kc	八三五kc	八四〇kc
			八四〇kc	八四五kc	八五〇kc
			八五〇kc	八五五kc	八六〇kc
			八六〇kc	八六五kc	八七〇kc
			八七〇kc	八七五kc	八八〇kc
			八八〇kc	八八五kc	八九〇kc
			八九〇kc	八九五kc	九〇〇kc
			九〇〇kc	九〇五kc	九一〇kc
			九一〇kc	九一五kc	九二〇kc
			九二〇kc	九二五kc	九三〇kc
			九三〇kc	九三五kc	九四〇kc
			九四〇kc	九四五kc	九五〇kc
			九五〇kc	九五五kc	九六〇kc
			九六〇kc	九六五kc	九七〇kc
			九七〇kc	九七五kc	九八〇kc
			九八〇kc	九八五kc	九九〇kc
			九九〇kc	九九五kc	一〇〇〇kc
			一〇〇〇kc	一〇〇五kc	一〇一〇kc
			一〇一〇kc	一〇一五kc	一〇二〇kc
			一〇二〇kc	一〇二五kc	一〇三〇kc
			一〇三〇kc	一〇三五kc	一〇四〇kc
			一〇四〇kc	一〇四五kc	一〇五〇kc
			一〇五〇kc	一〇五五kc	一〇六〇kc
			一〇六〇kc	一〇六五kc	一〇七〇kc
			一〇七〇kc	一〇七五kc	一〇八〇kc
			一〇八〇kc	一〇八五kc	一〇九〇kc
			一〇九〇kc	一〇九五kc	一一〇〇kc
			一一〇〇kc	一一〇五kc	一一一〇kc
			一一一〇kc	一一一五kc	一一二〇kc
			一一二〇kc	一一二五kc	一一三〇kc
			一一三〇kc	一一三五kc	一一四〇kc
			一一四〇kc	一一四五kc	一一五〇kc
			一一五〇kc	一一五五kc	一一六〇kc
			一一六〇kc	一一六五kc	一一七〇kc
			一一七〇kc	一一七五kc	一一八〇kc
			一一八〇kc	一一八五kc	一一九〇kc
			一一九〇kc	一一九五kc	一二〇〇kc
			一二〇〇kc	一二〇五kc	一二一〇kc
			一二一〇kc	一二一五kc	一二二〇kc
			一二二〇kc	一二二五kc	一二三〇kc
			一二三〇kc	一二三五kc	一二四〇kc
			一二四〇kc	一二四五kc	一二五〇kc
			一二五〇kc	一二五五kc	一二六〇kc
			一二六〇kc	一二六五kc	一二七〇kc
			一二七〇kc	一二七五kc	一二八〇kc
			一二八〇kc	一二八五kc	一二九〇kc
			一二九〇kc	一二九五kc	一三〇〇kc
			一三〇〇kc	一三〇五kc	一三一〇kc
			一三一〇kc	一三一五kc	一三二〇kc
			一三二〇kc	一三二五kc	一三三〇kc
			一三三〇kc	一三三五kc	一三四〇kc
			一三四〇kc	一三四五kc	一三五〇kc
			一三五〇kc	一三五五kc	一三六〇kc
			一三六〇kc	一三六五kc	一三七〇kc
			一三七〇kc	一三七五kc	一三八〇kc
			一三八〇kc	一三八五kc	一三九〇kc
			一三九〇kc	一三九五kc	一四〇〇kc
			一四〇〇kc	一四〇五kc	一四一〇kc
			一四一〇kc	一四一五kc	一四二〇kc
			一四二〇kc	一四二五kc	一四三〇kc
			一四三〇kc	一四三五kc	一四四〇kc
			一四四〇kc	一四四五kc	一四五〇kc
			一四五〇kc	一四五五kc	一四六〇kc
			一四六〇kc	一四六五kc	一四七〇kc
			一四七〇kc	一四七五kc	一四八〇kc
			一四八〇kc	一四八五kc	一四九〇kc
			一四九〇kc	一四九五kc	一五〇〇kc
			一五〇〇kc	一五〇五kc	一五一〇kc
			一五一〇kc	一五一五kc	一五二〇kc
			一五二〇kc	一五二五kc	一五三〇kc
			一五三〇kc	一五三五kc	一五四〇kc
			一五四〇kc	一五四五kc	一五五〇kc
			一五五〇kc	一五五五kc	一五六〇kc
			一五六〇kc	一五六五kc	一五七〇kc
			一五七〇kc	一五七五kc	一五八〇kc
			一五八〇kc	一五八五kc	一五九〇kc
			一五九〇kc	一五九五kc	一六〇〇kc
			一六〇〇kc	一六〇五kc	一六一〇kc
			一六一〇kc	一六一五kc	一六二〇kc
			一六二〇kc	一六二五kc	一六三〇kc
			一六三〇kc	一六三五kc	一六四〇kc
			一六四〇kc	一六四五kc	一六五〇kc
			一六五〇kc	一六五五kc	一六六〇kc
			一六六〇kc	一六六五kc	一六七〇kc
			一六七〇kc	一六七五kc	一六八〇kc
			一六八〇kc	一六八五kc	一六九〇kc
			一六九〇kc	一六九五kc	一七〇〇kc
			一七〇〇kc	一七〇五kc	一七一〇kc
			一七一〇kc	一七一五kc	一七二〇kc
			一七二〇kc	一七二五kc	一七三〇kc
			一七三〇kc	一七三五kc	一七四〇kc
			一七四〇kc	一七四五kc	一七五〇kc
			一七五〇kc	一七五五kc	一七六〇kc
			一七六〇kc	一七六五kc	一七七〇kc
			一七七〇kc	一七七五kc	一七八〇kc
			一七八〇kc	一七八五kc	一七九〇kc
			一七九〇kc	一七九五kc	一八〇〇kc
			一八〇〇kc	一八〇五kc	一八一〇kc
			一八一〇kc	一八一五kc	一八二〇kc
			一八二〇kc	一八二五kc	一八三〇kc
			一八三〇kc	一八三五kc	一八四〇kc
			一八四〇kc	一八四五kc	一八五〇kc
			一八五〇kc	一八五五kc	一八六〇kc
			一八六〇kc	一八六五kc	一八七〇kc
			一八七〇kc	一八七五kc	一八八〇kc
			一八八〇kc	一八八五kc	一八九〇kc
			一八九〇kc	一八九五kc	一九〇〇kc
			一九〇〇kc	一九〇五kc	一九一〇kc
			一九一〇kc	一九一五kc	一九二〇kc
			一九二〇kc	一九二五kc	一九三〇kc
			一九三〇kc	一九三五kc	一九四〇kc
			一九四〇kc	一九四五kc	一九五〇kc
			一九五〇kc	一九五五kc	一九六〇kc
			一九六〇kc	一九六五kc	一九七〇kc
			一九七〇kc	一九七五kc	一九八〇kc
			一九八〇kc	一九八五kc	一九九〇kc
			一九九〇kc	一九九五kc	二〇〇〇kc
			二〇〇〇kc	二〇〇五kc	二〇一〇kc
			二〇一〇kc	二〇一五kc	二〇二〇kc
			二〇二〇kc	二〇二五kc	二〇三〇kc
			二〇三〇kc	二〇三五kc	二〇四〇kc
			二〇四〇kc	二〇四五kc	二〇五〇kc
			二〇五〇kc	二〇五五kc	二〇六〇kc
			二〇六〇kc	二〇六五kc	二〇七〇kc
			二〇七〇kc	二〇七五kc	二〇八〇kc
			二〇八〇kc	二〇八五kc	二〇九〇kc
			二〇九〇kc	二〇九五kc	二一〇〇kc
			二一〇〇kc	二一〇五kc	二一一〇kc
			二一一〇kc	二一一五kc	二一二〇kc
			二一二〇kc	二一二五kc	二一三〇kc
			二一三〇kc	二一三五kc	二一四〇kc
			二一四〇kc	二一四五kc	二一五〇kc
			二一五〇kc	二一五五kc	二一六〇kc
			二一六〇kc	二一六五kc	二一七〇kc
			二一七〇kc	二一七五kc	二一八〇kc
			二一八〇kc	二一八五kc	二一九〇kc
			二一九〇kc	二一九五kc	二二〇〇kc
			二二〇〇kc	二二〇五kc	二二一〇kc
			二二一〇kc	二二一五kc	二二二〇kc
			二二二〇kc	二二二五kc	二二三〇kc
			二二三〇kc	二二三五kc	二二四〇kc
			二二四〇kc	二二四五kc	二二五〇kc
			二二五〇kc	二二五五kc	二二六〇kc
			二二六〇kc	二二六五kc	二二七〇kc
			二二七〇kc	二二七五kc	二二八〇kc
			二二八〇kc	二二八五kc	二二九〇kc
			二二九〇kc	二二九五kc	二三〇〇kc
			二三〇〇kc	二三〇五kc	二三一〇kc
			二三一〇kc	二三一五kc	二三二〇kc
			二三二〇kc	二三二五kc	二三三〇kc
			二三三〇kc	二三三五kc	二三四〇kc
			二三四〇kc	二三四五kc	二三五〇kc
			二三五〇kc	二三五五kc	二三六〇kc
			二三六〇kc	二三六五kc	二三七〇kc
			二三七〇kc	二三七五kc	二三八〇kc
			二三八〇kc	二三八五kc	二三九〇kc
			二三九〇kc	二三九五kc	二四〇〇kc
			二四〇〇kc	二四〇五kc	二四一〇kc
			二四一〇kc	二四一五kc	二四二〇kc
			二四二〇kc	二四二五kc	二四三〇kc
			二四三〇kc	二四三五kc	二四四〇kc
			二四四〇kc	二四四五kc	二四五〇kc
			二四五〇kc	二四五五kc	二四六〇kc
			二四六〇kc	二四六五kc	二四七〇kc
			二四七〇kc	二四七五kc	二四八〇kc
			二四八〇kc	二四八五kc	二四九〇kc
			二四九〇kc	二四九五kc	二五〇〇kc
			二五〇〇kc	二五〇五kc	二五一〇kc
			二五一〇kc	二五一五kc	二五二〇kc
			二五二〇kc	二五二五kc	二五三〇kc
			二五三〇kc	二五三五kc	二五四〇kc
			二五四〇kc	二五四五kc	二五五〇kc
			二五五〇kc	二五五五kc	二五六〇kc
			二五六〇kc	二五六五kc	二五七〇kc
			二五七〇kc	二五七五kc	二五八〇kc
			二五八〇kc	二五八五kc	二五九〇kc
			二五九〇kc	二五九五kc	二六〇〇kc
			二六〇〇kc	二六〇五kc	二六一〇kc
			二六一〇kc	二六一五kc	二六二〇kc
			二六二〇kc	二六二五kc	二六三〇kc
			二六三〇kc	二六三五kc	二六四〇kc
			二六四〇kc	二六四五kc	二六五〇kc
			二六五〇kc	二六五五kc	二六六〇kc
			二六六〇kc	二六六五kc	二六七〇kc
			二六七〇kc	二六七五kc	二六八〇kc
			二六八〇kc	二六八五kc	二六九〇kc
			二六九〇kc	二六九五kc	二七〇〇kc
			二七〇〇kc	二七〇五kc	二七一〇kc
			二七一〇kc	二七一五kc	二七二〇kc
			二七二〇kc	二七二五kc	二七三〇kc
			二七三〇kc	二七三五kc	二七四〇kc
			二七四〇kc	二七四五kc	二七五〇kc
			二七五〇kc	二七五五kc	二七六〇kc
			二七六〇kc	二七六五kc	二七七〇kc
			二七七〇kc	二七七五kc	二七八〇kc
			二七八〇kc	二七八五kc	二七九〇kc
			二七九〇kc	二七九五kc	二八〇〇kc
			二八〇〇kc	二八〇五kc	二八一〇kc
			二八一〇kc	二八一五kc	二八二〇kc
			二八二〇kc	二八二五kc	二八三〇kc
			二八三〇kc	二八三五kc	二八四〇kc
			二八四〇kc	二八四五kc	二八五〇kc
			二八五〇kc	二八五五kc	二八六〇kc
			二八六〇kc	二八六五kc	二八七〇kc
			二八七〇kc	二八七五kc	二八八〇kc
			二八八〇kc	二八八五kc	二八九〇kc
			二八九〇kc	二八九五kc	二九〇〇kc
			二九〇〇kc	二九〇五kc	二九一〇kc
			二九一〇kc	二九一五kc	二九二〇kc
			二九二〇kc	二九二五kc	二九三〇kc
			二九三〇kc	二九三五kc	二九四〇kc
			二九四〇kc	二九四五kc	二九五〇kc
			二九五〇kc	二九五五kc	二九六〇kc
			二九六〇kc	二九六五kc	二九七〇kc
			二九七〇kc	二九七五kc	二九八〇kc
			二九八〇kc	二九八五kc	二九九〇kc
			二九九〇kc	二九九五kc	三〇〇〇kc
			三〇〇〇kc	三〇〇五kc	三〇一〇kc
			三〇一〇kc	三〇一五kc	三〇二〇kc
			三〇二〇kc	三〇二五kc	三〇三〇kc
			三〇三〇kc	三〇三五kc	三〇四〇kc
			三〇四〇kc	三〇四五kc	三〇五〇kc
			三〇五〇kc	三〇五五kc	三〇六〇kc
			三〇六〇kc	三〇六五kc	三〇七〇kc
			三〇七〇kc	三〇七五kc	三〇八〇kc
			三〇八〇kc	三〇八五kc	三〇九〇kc
			三〇九〇kc	三〇九五kc	三一〇〇kc
			三一〇〇kc	三一〇五kc	三一一〇kc
			三一一〇kc	三一一五kc	三一二〇kc
			三一二〇kc	三一二五kc	三一三〇kc
			三一三〇kc	三一三五kc	三一四〇kc
			三一四〇kc	三一四五kc	三一五〇kc
			三一五〇kc	三一五五kc	三一六〇kc
			三一六〇kc	三一六五kc	三一七〇kc
			三一七〇kc	三一七五kc	三一八〇kc
			三一八〇kc	三一八五kc	三一九〇kc
			三一九〇kc	三一九五kc	三二〇〇kc
			三二〇〇kc	三二〇五kc	三二一〇kc
			三二一〇kc	三二一五kc	三二二〇kc
			三二二〇kc	三二二五kc	三二三〇kc
			三二三〇kc	三二三五kc	三二四〇kc
			三二四〇kc	三二四五kc	三二五〇kc
			三二五〇kc	三二五五kc	三二六〇kc
			三二六〇kc	三二六五kc	三二七〇kc
			三二七〇kc	三二七五kc	三二八〇kc
			三二八〇kc	三二八五kc	三二九〇kc
			三二九〇kc	三二九五kc	三三〇〇kc
			三三〇〇kc	三三〇五kc	三三一〇kc
			三三一〇kc	三三一五kc	三三二〇kc
			三三二〇kc	三三二五kc	三三三〇kc
			三三三〇kc	三三三五kc	三三四〇kc
			三三四〇kc	三三四五kc	三三五〇kc
			三三五〇kc	三三五五kc	三三六〇kc
			三三六〇kc	三三六五kc	三三七〇kc
			三三七〇kc	三三七五kc	三三八〇kc
			三三八〇kc	三三八五kc	三三九〇kc
			三三九〇kc	三三九五kc	三四〇〇kc
			三四〇〇kc	三四〇五kc	三四一〇kc
			三四一〇kc	三四一五kc	三四二〇kc
			三四二〇kc	三四二五kc	三四三〇kc
			三四三〇kc	三四三五kc	三四四〇kc
			三四四〇kc	三四四五kc	三四五〇kc
			三四五〇kc	三四五五kc	三四六〇kc
			三四六〇kc	三四六五kc	三四七〇kc
			三四七〇kc	三四七五kc	三四八〇kc
			三四八〇kc	三四八五kc	三四九〇kc
			三四九〇kc	三四九五kc	三五〇〇kc
			三五〇〇kc	三五〇五kc	三五一〇kc
			三五一〇kc	三五一五kc	三五二〇kc
			三五二〇kc	三五二五kc	三五三〇kc
			三五三〇kc	三五三五kc	三五四〇kc
			三五四〇kc	三五四五kc	三五五〇kc
			三五五〇kc	三五五五kc	三五六〇kc
			三五六〇kc	三五六五kc	三五七〇kc
			三五七〇kc	三五七五kc	三五八〇kc
			三五八〇kc	三五八五kc	三五九〇kc
			三五九〇kc	三五九五kc	三六〇〇kc
			三六〇〇kc	三六〇五kc	三六一〇kc
			三六一〇kc	三六一五kc	三六二〇kc
			三六二〇kc	三六二五kc	三六三〇kc
			三六三〇kc	三六三五kc	三六四〇kc
			三六四〇kc	三六四五kc	三六五〇kc
			三六五〇kc	三六五五kc	三六六〇kc
			三六六〇kc	三六六五kc	三六七〇kc
			三六七〇kc	三六七五kc	三六八〇kc
			三六八〇kc	三六八五kc	三六九〇kc
			三六九〇kc	三六九五kc	三七〇〇kc
			三七〇〇kc	三七〇五kc	三七一〇kc
			三七一〇kc	三七一五kc	三七二〇kc
			三七二〇kc	三七二五kc	三七三〇kc
			三七三〇kc	三七三五kc	三七四〇kc
			三七四〇kc	三七四五kc	三七五〇kc
			三七五〇kc	三七五五kc	三七六〇kc
			三七六〇kc	三七六五kc	三七七〇kc
			三七七〇kc	三七七五kc	三七八〇kc
			三七八〇kc	三七八五kc	三七九〇kc
			三七九〇kc	三七九五kc	三八〇〇kc
			三八〇〇kc	三八〇五kc	三八一〇kc
			三八一〇kc	三八一五kc	三八二〇kc
			三八二〇kc	三八二五kc	三八三〇kc
			三八三〇kc	三八三五kc	三八四〇kc
			三八四〇kc	三八四五kc	三八五〇kc
			三八五〇kc	三八五五kc	三八六〇kc
			三八六〇kc	三八六五kc	三八七〇kc
			三八七〇kc	三八七五kc	三八八〇kc
			三八八〇kc	三八八五kc	三八九〇kc
			三八九〇kc	三八九五kc	三九〇〇kc
			三九〇〇kc	三九〇五kc	三九一〇kc
			三九一〇kc	三九一五kc	三九二〇kc
			三九二〇kc	三九二五kc	三九三〇kc
			三九三〇kc	三九三五kc	三九四〇kc
			三九四〇kc	三九四五kc	三九五〇kc
			三九五〇kc	三九五五kc	三九六〇kc
			三九六〇kc	三九六五kc	三九七〇kc
			三九七〇kc	三九七五kc	三九八〇kc
			三九八〇kc	三九八五kc	三九九〇kc
			三九九〇kc	三九九五kc	四〇〇〇kc
			四〇〇〇kc	四〇〇五kc	四〇一〇kc
			四〇一〇kc	四〇一五kc	四〇二〇kc
			四〇二〇kc	四〇二五kc	四〇三〇kc
			四〇三〇kc	四〇三五kc	四〇四〇kc
			四〇四〇kc	四〇四五kc	四〇五〇kc
			四〇五〇kc	四〇五五kc	四〇六〇kc
			四〇六〇kc	四〇六五kc	四〇七〇kc
			四〇七〇kc	四〇七五kc	四〇八〇kc
			四〇八〇kc	四〇八五kc	四〇九〇kc
			四〇九〇kc	四〇九五kc	四一〇〇kc
			四一〇〇kc	四一〇五kc	四一一〇kc
			四一一〇kc	四一一五kc	四一二〇kc
			四一二〇kc	四一二五kc	四一三〇kc
			四一三〇kc	四一三五kc	四一四〇kc
			四一四〇kc	四一四五kc	四一五〇kc
			四一五〇kc	四一五五kc	四一六〇kc
			四一六〇kc	四一六五kc	四一七〇kc
			四一七〇kc	四一七五kc	四一八〇kc
			四一八〇kc	四一八五kc	四一九〇kc
			四一九〇kc	四一九五kc	四二〇〇kc
			四二〇〇kc	四二〇五kc	四二一〇kc
			四二一〇kc	四二一五kc	四二二〇kc
			四二二〇kc	四二二五kc	四二三〇kc
			四二三〇kc	四二三五kc	四二四〇kc
			四二四〇kc	四二四五kc	四二五〇kc
			四二五〇kc	四二五五kc	四二六〇kc
			四二六〇kc	四二六五kc	四二七〇kc
			四二七〇kc	四二七五kc	四二八〇kc
			四二八〇kc	四二八五kc	四二九〇kc
			四二九〇kc	四二九五kc	四三〇〇kc
			四三〇〇kc	四三〇五kc	四三一〇kc
			四三一〇kc	四三一五kc	四三二〇kc
			四三二〇kc	四三二五kc	四三三〇kc
			四三三〇kc	四三三五kc	四三四〇kc
			四三四〇kc	四三四五kc	四三五〇kc
			四三五〇kc	四三五五kc	四三六〇kc
			四三六〇kc	四三六五kc	四三七〇kc
			四三七〇kc	四三七五kc	四三八〇kc
			四三八〇kc	四三八五kc	四三九〇kc
			四三九〇kc	四三九五kc	四四〇〇kc
			四四〇〇kc	四四〇五kc	四四一〇kc
			四四一〇kc	四四一五kc	四四二〇kc
			四四二〇kc	四四二五kc	四四三〇kc
			四四三〇kc	四四三五kc	四四四〇kc
			四四四〇kc	四四四五kc	四四五〇kc
			四四五〇kc	四四五五kc	四四六〇kc
			四四六〇kc	四四六五kc	四四七〇kc
			四四七〇kc	四四七五kc	四四八〇kc
			四四八〇kc	四四八五kc	四四九〇kc
			四四九〇kc	四四九五kc	四五〇〇kc
			四五〇〇kc	四五〇五kc	四五一〇kc
			四五一〇kc	四五一五kc	四五二〇kc
			四五二〇kc	四五二五kc	四五三〇kc
			四五三〇kc	四五三五kc	四五四〇kc
			四五四〇kc	四五四五kc	四五五〇kc
			四五五〇kc	四五五五kc	四五六〇kc
			四五六〇kc	四五六五kc	四五七〇kc
			四五七〇kc	四五七五kc	四五八〇kc
			四五八〇kc	四五八五kc	四五九〇kc
			四五九〇kc	四五九五kc	四六〇〇kc
			四六〇〇kc	四六〇五kc	四六一〇kc
			四六一〇kc	四六一五kc	四六二〇kc
			四六二〇kc	四六二五kc	四六三〇kc
			四六三〇kc	四六三五kc	四六四〇kc
			四六四〇kc	四六四五kc	四六五〇kc
			四六五〇kc	四六五五kc	四六六〇kc
			四六六〇kc	四六六五kc	四六七〇kc
			四六七〇kc	四六七五kc	四六八〇kc
			四六八〇kc	四六八五kc	四六九〇kc
			四六九〇kc	四六九五kc	四七〇〇kc
			四七〇〇kc	四七〇五kc	四七一〇kc
			四七一〇kc	四七一五kc	四七二〇kc
			四七二〇kc	四七二五kc	四七三〇kc
			四七三〇kc	四七三五kc	四七四〇kc
			四七四〇kc	四七四五kc	四七五〇kc
			四七五〇kc	四七五五kc	四七六〇kc
			四七六〇kc	四七六五kc	四七七〇kc
			四七七〇kc	四七七五kc	四七八〇kc
			四七八〇kc	四七八五kc	四七九〇kc
			四七九〇kc	四七九五kc	四八〇〇kc
			四八〇〇kc	四八〇五kc	四八一〇kc
			四八一〇kc	四八一五kc	四八二〇kc
			四八二〇kc	四八二五kc	四八三〇kc
			四八三〇kc	四八三五kc	四八四〇kc
			四八四〇kc	四八四五kc	四八五〇kc
			四八五〇kc	四八五五kc	四八六〇kc
			四八六〇kc	四八六五kc	四八七〇kc
			四八七〇kc	四八七五kc	四八八〇kc
			四八八〇kc	四八八五kc	四八九〇kc
			四八九〇kc	四八九五kc	四九〇〇kc
			四九〇〇kc	四九〇五kc	四九一〇kc
			四九一〇kc	四九一五kc	四九二〇kc
			四九二〇kc	四九二五kc	四九三〇kc
			四九三〇kc	四九三五kc	四九四〇kc
			四九四〇kc	四九四五kc	四九五〇kc
			四九五〇kc	四九五五kc	四九六〇kc
			四九六〇kc	四九六五kc	四九七〇kc
			四九七〇kc	四九七五kc	四九八〇kc
			四九八〇kc	四九八五kc	四九九〇kc
			四九九〇kc	四九九五kc	五〇〇〇kc
			五〇〇〇kc	五〇〇五kc	五〇一〇kc
			五〇一〇kc	五〇

十一　空中線の型式及び構成　T型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二十五号

清忠丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年二月九日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月十三日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三一〇七号
二　免許人の名称　宇部興産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　宇部興産株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　清忠丸（主たる停泊港　神戸）
九　呼出符号　JLOK
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置	A一、A二	三七五	主発振	水晶発振　リツプル変調　二五〇W
		四〇〇		
		四二五		
		四六〇		
		五〇〇		
		kc		
A一	五、四二〇〇kc			
	五、五七〇〇kc			
	六、六五〇〇kc			
	八、二八〇〇kc			
	八、三五〇〇kc			

◉法務府告示第三十号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号但書の会社を次のように指定する。

昭和二十六年十一月十三日　法務総裁　大橋　武夫

大蔵大臣	池田　勇人
社債の名称	登録機関の名称
第一工業製薬株式会社第一回ろ号物上担保付社債	株式会社大和銀行
兼松羊毛工業株式会社第一回ろ号物上担保付社債	株式会社日本勧業銀行
第六回放送債券	同

◉大蔵省告示第千六百七十五号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十六年十一月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　返還請求権者の名称及び事務所
ストロング・アンド・カムパニー　神奈川県横浜市中区山下町二百四番地
二　政府所有の電話施設として提供されるべき電話設備の設置場所
神奈川県横浜市中区山下町二百四番地　ストロング・アンド・カムパニー
三　返還期日　昭和二十六年十一月十日
四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数
返還要求に係る電話加入権の現在における状態

本局一二、〇三三番（整理番号）	神奈川県横浜市磯子区丸山町二百五十三番地	太陽石油株式会社
本局一二、〇三三番（同右）	同右	
本局一二、〇三四番（同右）	同右	
神奈川局一四、四五〇番（同右）	同右	
長者町局三、〇二四番	神奈川県横浜市南区上大岡百十四番地	塚康三
長者町局六八二番		

五　その他参考となる事項
政府所有の電話設備として左の交換台及び増設電話機を第一項の返還請求権者に提供し、その装置料は、該返還請求権者から納付させるよう御取計い願いたい。

種類	数量	装置場所
(1) 共電式単式交換台	一台	神奈川県横浜市中区山下町二百四番地
規格 四十型双証 / 容量 局線八 内線三十		
(2) 甲種増設電話機	二十五	同右

◉大蔵省告示第千六百七十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、講和記念第一回河北農協久美愛定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

◉大蔵省告示第千六百七十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、新庄市信用組合割増金附久美愛定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　山形、新庄市信用組合割増金附久美愛定期貯金
二　条件
(一)　契約期間　六月
(二)　預入金額　一口千円
(三)　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同年十二月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	一〇〇	一〇
四等	五〇	九〇
五等	二〇	二、八九七
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十三日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月二十一日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百七十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、柳井信用組合第五回平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　柳井信用組合第五回平和定期貯金
二　条件
(一)　契約期間　六月
(二)　預入金額　一口千円
(三)　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同年十二月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	一〇〇	一〇
四等	五〇	四〇
五等	二〇	二、八九七
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十三日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月二十一日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百七十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、加茂信用組合第三回加茂定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　加茂信用組合第三回加茂定期貯金
二　条件
(一)　契約期間　六月
(二)　預入金額　一口千円
(三)　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同年十一月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	五
三等	五〇〇	一〇
四等	一〇〇	五〇
五等	五〇	三〇〇
六等	三〇	一、八〇〇
七等	一八	四、三三四
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月五日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百八十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、赤穂信用組合割増定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　赤穂信用組合割増定期貯金
二　条件
(一)　契約期間　六月
(二)　預入金額　一口千円
(三)　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同二十七年一月十四日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	三
三等	一〇〇	一二
四等	四九	一〇
五等	三〇	一〇〇
六等	二〇	八六四
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月三十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年二月十一日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百八十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、五城目信用組合割増金附第三回振興定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　五城目信用組合割増金附第三回振興定期貯金
二　条件
(一)　契約期間　一年
(二)　預入金額　一口千円
(三)　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同二十七年一月十四日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	三
三等	一〇〇	一二
四等	四九	一〇
五等	三〇	一〇〇
六等	二〇	八六四
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月三十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年二月十一日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百八十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、五城目信用組合割増金附第三回振興定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　五城目信用組合割増金附第三回振興定期貯金
二　条件
(一)　契約期間　一年
(二)　預入金額　一口千円
(三)　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同二十七年一月十四日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	三
三等	一〇〇	一二
四等	四九	一〇
五等	三〇	一〇〇
六等	二〇	八六四
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月三十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年二月十一日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

一　名称　講和記念第一回河北農協久美愛定期貯金
二　条件
(一)　契約期間　六月
(二)　預入金額　一口千円
(三)　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同年十二月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	五
三等	五〇〇	一〇
四等	一〇〇	五〇
五等	五〇	三〇〇
六等	三〇	一、八〇〇
七等	一八	四、三三四
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月五日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百七十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、新庄市信用組合割増金附久美愛定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十三日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　山形、新庄市信用組合割増金附久美愛定期貯金
二　条件
(一)　契約期間　六月
(二)　預入金額　一口千円
(三)　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同年十二月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	五
三等	五〇〇	一〇
四等	一〇〇	五〇
五等	五〇	三〇〇
六等	三〇	一、八〇〇
七等	一八	四、三三四
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月五日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月十六日
七　貯金証書の印紙税

等級	割増金	当せんの数
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	五、〇〇〇	一
三等	三、〇〇〇	二
四等	一、〇〇〇	二四
五等	五〇〇	六〇
六等	一〇〇	三〇〇
七等	四〇	五、六一二
計		六、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月三十日

六　抽開始期日　昭和二十七年二月四日

七　割増金の支払開始期日　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千六百八十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、第一信用組合第四回割増金附日の丸積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十一月十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一信用組合第四回割増金附日の丸積金

二　條件

㈠　貯金の種類　定期積金

㈡　契約期間　一年

㈢　給付金額　一口三万円

㈣　掛金の金額及び回数　二千五百円　十二回

㈤　抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。

第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を組成する。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月十五日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠　第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	二
二等	五〇〇	五〇
三等	一〇〇	二〇〇
計		二五三

㈡　第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	二〇〇	八七五
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日

当せん決定後十日を経過した日

六　割増金の支拂開始期日

◉**農林省告示第三百九十六号**

農林物資規格法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十四條の規定に基き、昭和二十五年農林省告示第二百八十八号（乾製水産物等の規格証票の様式及び表示の方法）の一部を次のように改正し、昭和二十六年十二月一日から施行する。

昭和二十六年十一月十三日

農林大臣　根本龍太郎

一の1中「水産動物油」を削り、3を4とし2の次に3として次のように加える。

3　水産動物油

規格	日本農林	
検査場	検査所	
	品名	等級
検年	検査月	年　月
生産者番号		

1	春鯵油	7	鮫肝臓油
2	小鯵油	8	ほつけ油
3	夏鯵油	9	いか油
4	いわし油	10	かれい油
5	鮫肝臓油	11	油鰈油
6	鰯油	12	さば油
13	さんま油		
14	かじき油		
15	雑魚油		
20	長須鯨油		
21	抹香鯨油		
22	抹香皮油		

○　○　県

証票の品質　アルミ板又はブリキ板

証票の寸法　縦七・三センチ　横五・五センチ

色　刷色は黒色とし、文字を白く抜き出す。

注

(1)　検査場所欄には、検査機関（その支所及び出張所を含む。）を示す記号を刻印するものとする。

(2)　品名欄には、品名凡例による数字を刻印するものとする。

(3)　生産者番号欄には、都道府県で登録した生産者の番号を刻印するものとする。

一の備考を次のように改める。

備考　水産動物油の規格証票の様式については、昭和二十七年十月三十一日までは3の様式による外1の様式によることができる。

◉**郵政省告示第四百五十三号**

郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第二條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、京都府、滋賀県、奈良県及び三重県への行幸を記念して次のように特殊通信日附印を使用する。

昭和二十六年十一月十三日

郵政大臣　佐藤　栄作

一、使用局

京都中央、中京、西陣、上京、左京、東山、伏見、太秦、右京、山科、宇治、東舞鶴、中舞鶴、西舞鶴、峰山、宮津、京都府天橋立、同天橋立駅前、綾部、園部、亀岡、大津、滋賀県信楽、同水口、同五箇荘、彦根、滋賀県醒井、長浜、滋賀県高月、同今津、京都府木津、奈良、丹波市、奈良県田原本、同八木、桜井、橿原、奈良県大宇陀、同下市、同上市、五條、奈良県御所、大和高田、大和郡山、上野、拓植、亀山、桑名、富田、四日市、三重県楠、鈴鹿、三重県白子、同伊勢上野、津、三重県庁内、三重県中原、松阪、尾鷲、三重県紀伊長島、同三瀬谷、鳥羽、三重県鵜方、同賢島、同多徳、同磯部、同宮川、山田及び三重県二見の各郵便局

二、使用期間　昭和二十六年十一月行幸当日及びその後五日間

三、使用方法

料金を完納した書状並びに通常葉書及び往復葉書の引受に使用する。

但し、その希望で郵便局の窓口に差し出したものに限る。なお、郵政省発行の郵便葉書（旧料金のものは現行料金との差額相当額以上の郵便切手をはつたものに限る。）及び記念の目的ではつた五円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに応ずる。

四、形式

次のとおりとする。局名は各別のものを使用する。但し、京都、舞鶴及び津の各市内の郵便局使用のものは、局名を区別しないで、すべて、その市名を表示する。

◉**電気通信省告示第二百三十二号**

昭和二十六年十一月一日から、次の郵便局に、電報受付及び電話通話事務を開始した。

昭和二十六年十一月十三日

電気通信大臣　佐藤　栄作

名称　新見郵便局

位置　岡山県阿哲郡新見町

◉**電気通信省告示第二百三十三号**

昭和二十六年十月三十日限り、次の郵便局における電話通話及び電報受付並びに電報配達事務を廃止する。

昭和二十六年十一月十三日

電気通信大臣　佐藤　栄作

名称　位置　承継局

新見郵便局　岡山県阿哲郡新見町　新見電報電話局

◉**電気通信省告示第二百三十四号**

明治三十六年四月逓信省告示第二百三十八号（電信線路電話線路ノ移転請求方）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十三日

電気通信大臣　佐藤　栄作

「電気通信工事局経由逓信局」を「地方電気通信取扱局又ハ地方電気通信管理所」に改める。

◉**建設省告示第九百六十一号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十一月十三日

建設大臣　野田　卯一

茨城県

「要設備地」

大作沢

多賀郡関本村大字関本上字大作八五六の一、八五三、七八二番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、大字山小屋字槻木下三七四番地大字八反字大籔六四六番地各番地内標柱E、Fを結んだ線より字早坂六四九番地の一字乙手屋六五四番地各番地内標柱G、Hを結んだ線に至る区間国有河川敷全部

石岡沢

多賀郡関本村大字石岡字観音寺作七六、七八番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、七八番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、九二の一、九五番地の一内標柱E、F、G、Hを結んだ線内の区域、六二、五九番地内標柱I、Jを結んだ線より九二の一、九五番地の一内標柱F、Gを結んだ線に至る区間国有河川敷全部

堀田沢

多賀郡関本村大字入反字早坂六四九番地の一、字乙手屋六五四番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、大字山小屋字槻木下三七四番地大字八反字大籔六四六番地各番地内標柱E、Fを結んだ線より字早坂六四九番地の一字乙手屋六五四番地各番地内標柱G、Hを結んだ線に至る区間国有河川敷全部

石岡沢

多賀郡南中郷村大字石岡字薬師前二〇二の三、二〇二の二、二〇一の一、二〇〇、一九九、一九六、一九五、一九三の一、一五七番地内字石切場一九二の一、一九二の二、一八七、一八六、二四〇の三、二四〇の二、二四〇番地の一、各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、Sを結んだ線内の区域

鮎川

多賀郡多賀町大字諏訪字大平田一一六五、一一五五番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、一一三八番地上流筆境を対岸に延長した線より一一六五、一一五五番地内標柱B、Cを結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

大作沢

日立市大字宮田字大作三四三三、三四三四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、字三作三四一四番地内標柱E、Fを結んだ線より字大作三四三四番地内標柱G、Hを結んだ線に至る区間国有河川敷全部

二又川

多賀郡南中郷村大字日棚字北仲町一二〇九、一二〇六、一二〇五番地字中町一二〇一、一二〇〇の二、一九九、一九八、一一九七番地字坂西北向通一九九三の一、一九九三のイ、一九九三番地の口各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pを結んだ線内の区域

本郷入山沢

久慈郡佐原村大字佐貫字間々下一三六〇、一三六一、一三六一番地の一、字清作一三八六の二、一三八三、一三八二、一三八四、一三八五、四〇四四、四〇四五、四〇三一番地字内の草一〇八〇番地の三、字清作平四〇〇四番地字入山四〇一四番地字堀桁四〇四〇、四〇三七、四〇三八番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pを結んだ線内の区域及びa、b、c、d、e、f、g、h、i、j、kを結んだ線内の区域

草荒沢

久慈郡黒沢村大字上野宮字真名板倉二一三七番地字畑の久保二一三八番地字苗塚二一三九番地字胥浦二一四〇の一、二一四〇番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、Kを結んだ線内の区域

不動岩

真壁郡樺穂村大字長岡字裁坊一二〇一番地大字下小幡字余毛五九五、五九九番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

三河作沢

真壁郡柴尾村大字東山田字権現奥一七二〇番地字平野一七八九番地字篠原一七二一番地の一各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

湯の沢

筑波郡筑波町大字園松字台山一七九六の一、一七九六の二、一七九七、一八〇〇、一三二六の六、一三二六番地の五各番地区標柱A、B、C、D、E、F、G、H、Iを結んだ線内の区域

法子沢

久慈郡河内村大字町屋字富士山二五九五番地の一上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

間沢

久慈郡佐都村大字白羽字宮ヶ平一七二五番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

「要行為禁止制限地」

法子沢

久慈郡河内村大字町屋字富士山二五九五番地の一内標柱A、B、C、D、E、F、Gを結んだ線内の区域。但し、字吹山二三七九の四、二三七九の五、二三七九番地の六及び道路敷を除く。

間沢

久慈郡佐都村大字白羽字宮ヶ平一七二五番地大字茅根字梅木沢一一九五番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

石岡沢

多賀郡南中郷村大字石岡字薬師前二〇二の三、二〇二の二、二〇一の一、二〇〇、一九九、一九六、一九五、一九三の一、一五七番地内字石切場一九二の一、一九二の二、一八七、一八六、二四〇の三、二四〇の二、二四〇番地の一、各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、Sを結んだ線内の区域

鮎川

多賀郡多賀町大字諏訪字大平田一一六五、一一五五番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、一一三八番地上流筆境を対岸に延長した線より一一六五、一一五五番地内標柱B、Cを結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

大作沢

日立市大字宮田字大作三四三三、三四三四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、字三作三四一四番地内標柱E、Fを結んだ線より字大作三四三四番地内標柱G、Hを結んだ線に至る区間国有河川敷全部

二又川

多賀郡南中郷村大字日棚字北仲町一二〇九、一二〇六、一二〇五番地字中町一二〇一、一二〇〇の二、一九九、一九八、一一九七番地字坂西北向通一九九三の一、一九九三のイ、一九九三番地の口各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pを結んだ線内の区域

本郷入山沢

久慈郡佐原村大字佐貫字間々下一三六〇、一三六一、一三六一番地の一、字清作一三八六の二、一三八三、一三八二、一三八四、一三八五、四〇四四、四〇四五、四〇三一番地字内の草一〇八〇番地の三、字清作平四〇〇四番地字入山四〇一四番地字堀桁四〇四〇、四〇三七、四〇三八番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pを結んだ線内の区域及びa、b、c、d、e、f、g、h、i、j、kを結んだ線内の区域

草荒沢

久慈郡黒沢村大字上野宮字真名板倉二一三七番地字畑の久保二一三八番地字苗塚二一三九番地字胥浦二一四〇の一、二一四〇番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、Kを結んだ線内の区域

不動岩

真壁郡樺穂村大字長岡字裁坊一二〇一番地大字下小幡字余毛五九五、五九九番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

三河作沢

真壁郡柴尾村大字東山田字権現奥一七二〇番地字平野一七八九番地字篠原一七二一番地の一各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

湯の沢

筑波郡筑波町大字園松字台山一七九六の一、一七九六の二、一七九七、一八〇〇、一三二六の六、一三二六番地の五各番地区標柱A、B、C、D、E、F、G、H、Iを結んだ線内の区域

法子沢

久慈郡河内村大字町屋字富士山二五九五番地の一上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

間沢

久慈郡佐都村大字白羽字宮ヶ平一七二五番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

「要行為禁止制限地」

法子沢

久慈郡河内村大字町屋字富士山二五九五番地の一内標柱A、B、C、D、E、F、Gを結んだ線内の区域。但し、字吹山二三七九の四、二三七九の五、二三七九番地の六及び道路敷を除く。

間沢

久慈郡佐都村大字白羽字宮ヶ平一七二五番地大字茅根字梅木沢一一九五番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

石岡沢

多賀郡南中郷村大字石岡字薬師前二〇二の三、二〇二の二、二〇一の一、二〇〇、一九九、一九六、一九五、一九三の一、一五七番地内字石切場一九二の一、一九二の二、一八七、一八六、二四〇の三、二四〇の二、二四〇番地の一、各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、Sを結んだ線内の区域

鮎川

多賀郡多賀町大字諏訪字大平田一一六五、一一五五番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、一一三八番地上流筆境を対岸に延長した線より一一六五、一一五五番地内標柱B、Cを結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

大作沢

日立市大字宮田字大作三四三三、三四三四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、字三作三四一四番地内標柱E、Fを結んだ線より字大作三四三四番地内標柱G、Hを結んだ線に至る区間国有河川敷全部

二又川

多賀郡南中郷村大字日棚字北仲町一二〇九、一二〇六、一二〇五番地字中町一二〇一、一二〇〇の二、一九九、一九八、一一九七番地字坂西北向通一九九三の一、一九九三のイ、一九九三番地の口各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pを結んだ線内の区域

本郷入山沢

久慈郡佐原村大字佐貫字間々下一三六〇、一三六一、一三六一番地の一、字清作一三八六の二、一三八三、一三八二、一三八四、一三八五、四〇四四、四〇四五、四〇三一番地字内の草一〇八〇番地の三、字清作平四〇〇四番地字入山四〇一四番地字堀桁四〇四〇、四〇三七、四〇三八番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pを結んだ線内の区域及びa、b、c、d、e、f、g、h、i、j、kを結んだ線内の区域

草荒沢

久慈郡黒沢村大字上野宮字真名板倉二一三七番地字畑の久保二一三八番地字苗塚二一三九番地字胥浦二一四〇の一、二一四〇番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、Kを結んだ線内の区域

不動岩

真壁郡樺穂村大字長岡字裁坊一二〇一番地大字下小幡字余毛五九五、五九九番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

三河作沢

真壁郡柴尾村大字東山田字権現奥一七二〇番地字平野一七八九番地字篠原一七二一番地の一各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

湯の沢

筑波郡筑波町大字園松字台山一七九六の一、一七九六の二、一七九七、一八〇〇、一三二六の六、一三二六番地の五各番地区標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、Kを結んだ線内の区域

法子沢

久慈郡河内村大字町屋字富士山二五九五番地の一内標柱A、B、C、D、E、F、Gを結んだ線内の区域。但し、字吹山二三七九の四、二三七九の五、二三七九番地の六及び道路敷を除く。

間沢

久慈郡佐都村大字白羽字宮ヶ平一七二五番地大字茅根字梅木沢一一九五番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

富川

下新川郡松倉村大字窟田字谷の入二三二番地字山王の内二五二番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。字白土八七四番地字山王の内五九五番地各番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線内の区域。字谷の入一七七番地上流筆境を対岸に延長した線より字前川原六二四番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

◉**建設省告示第九百六十三号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十一月十三日

建設大臣　野田　卯一

青森県

「要設備地」

和田川

上北郡七戸町大字和田字山舘二五一三五番地、大字深山国有林班一一番各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

倉田沢

東津軽郡小湊町大字田茂木字倉田沢九三の四、九三番地の四六四各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

五戸川

三戸郡戸来村字雨池一一番地の二内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

石岡沢

多賀郡南中郷村大字石岡字薬師前二〇二の三、二〇二の二、二〇一の一、二〇〇、一九九、一九六、一九五、一九三の一、一五七番地内字石切場一九二の一、一九二の二、一八七、一八六、二四〇の三、二四〇の二、二四〇番地の一、各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、Sを結んだ線内の区域

鮎川

多賀郡多賀町大字諏訪字大平田一一六五、一一五五番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、一一三八番地上流筆境を対岸に延長した線より一一六五、一一五五番地内標柱B、Cを結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

大作沢

日立市大字宮田字大作三四三三、三四三四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、字三作三四一四番地内標柱E、Fを結んだ線より字大作三四三四番地内標柱G、Hを結んだ線に至る区間国有河川敷全部

二又川

多賀郡南中郷村大字日棚字北仲町一二〇九、一二〇六、一二〇五番地字中町一二〇一、一二〇〇の二、一九九、一九八、一一九七番地字坂西北向通一九九三の一、一九九三のイ、一九九三番地の口各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pを結んだ線内の区域

本郷入山沢

久慈郡佐原村大字佐貫字間々下一三六〇、一三六一、一三六一番地の一、字清作一三八六の二、一三八三、一三八二、一三八四、一三八五、四〇四四、四〇四五、四〇三一番地字内の草一〇八〇番地の三、字清作平四〇〇四番地字入山四〇一四番地字堀桁四〇四〇、四〇三七、四〇三八番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pを結んだ線内の区域及びa、b、c、d、e、f、g、h、i、j、kを結んだ線内の区域

草荒沢

久慈郡黒沢村大字上野宮字真名板倉二一三七番地字畑の久保二一三八番地字苗塚二一三九番地字胥浦二一四〇の一、二一四〇番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、Kを結んだ線内の区域

不動岩

真壁郡樺穂村大字長岡字裁坊一二〇一番地大字下小幡字余毛五九五、五九九番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

三河作沢

真壁郡柴尾村大字東山田字権現奥一七二〇番地字平野一七八九番地字篠原一七二一番地の一各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

湯の沢

筑波郡筑波町大字園松字台山一七九六の一、一七九六の二、一七九七、一八〇〇、一三二六の六、一三二六番地の五各番地区標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、Kを結んだ線内の区域

法子沢

久慈郡河内村大字町屋字富士山二五九五番地の一内標柱A、B、C、D、E、F、Gを結んだ線内の区域。但し、字吹山二三七九の四、二三七九の五、二三七九番地の六及び道路敷を除く。

間沢

久慈郡佐都村大字白羽字宮ヶ平一七二五番地大字茅根字梅木沢一一九五番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

富川

下新川郡松倉村大字窟田字谷の入二三二番地字山王の内二五二番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。字白土八七四番地字山王の内五九五番地各番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線内の区域。字谷の入一七七番地上流筆境を対岸に延長した線より字前川原六二四番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

◉**建設省告示第九百六十三号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十一月十三日

建設大臣　野田　卯一

青森県

「要設備地」

和田川

上北郡七戸町大字和田字山舘二五一三五番地、大字深山国有林班一一番各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

倉田沢

東津軽郡小湊町大字田茂木字倉田沢九三の四、九三番地の四六四各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

五戸川

三戸郡戸来村字雨池一一番地の二内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

金木川
北津軽郡喜良市村大字相野股沢国有林林班六〇、六八番内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域
野内川
東津軽郡東岳村大字東岳山国有林林班五〇、六二番内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域
大畑川
下北郡大畑町大字大畑山国有林林班四〇、一六四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域
三ツ目内川
南津軽郡大鰐町大字三ツ目内山国有林林班二七、三六番内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域
黄瀬川
上北郡十和田村大字黄瀬山国有林林班九二、九六番内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域
「漂行為禁止、制限地」
和田川
上北郡七戸町大字和田字館山ササバヤシ沢合流点より下戸沢合流点に至る区間川中心線より左右各岸八〇米の区域。但し、道路敷を除く。
笹内川
西津軽郡岩崎村大字岩崎山国有林林班七七、七八番内標柱A、Bを結んだ線より新屋沢合流点に至る区間川中心線より左右各岸一〇〇米の区域。但し、林道敷を除く。
相馬川
中津軽郡相馬村大字沢田字園村七四、一九四番地の一の内標柱A、Bを結んだ線及び八四番地の五大字見経山国有林七一番地の内標柱C、Dを結んだ線より大字見経山国有林七一番地の内標柱Eを対岸に延長した線に至る区間川中心線より左右各岸八十米の区域。但し、道路敷を除く。
大和沢川
中津軽郡千年村大字鴉の巣山国有林班九、一〇、一二番の内標柱A、B、C、Dを結んだ線より六郷沢合流点に至る区間川中心線より八十米の区域。但し、道路敷を除く。
五戸川
三戸郡戸来村字雨池清左エ門沢合流点より妙辺川合流点に至る区間川中心線より左右各岸八十米の区域。但し、道路敷及び宅地を除く。
金木川
北津軽郡喜良市村大字相野股国有林林班六〇、六一番地の内標柱A、Bを結んだ線より母沢合流点に至る区間川中心線より左右各岸一〇〇米の区域。但し、道路敷を除く。
野内川
東津軽郡東岳村大字東岳山国有林林班四五、五八番の内標柱C、Dを結んだ線よりハバキ沢合流点に至る区間川中心線より左右各岸一〇〇米の区域。但し、林道敷を除く。
大畑川
下北郡大畑町大字大畑山国有林林班三九、一〇〇番内A、Bを結んだ線に至る区間川中心線より左右各岸八十米の区域。但し、軌道敷を除く。
三ツ目内川
南津軽郡大鰐町大字三ツ目内山国有林林班二八、三七番の内標柱A、Bを結んだ線より蓉沢合流点に至る区間川中心線より左右各岸八十米の区域。但し、林道敷を除く。
黄瀬川
上北郡十和田村大字黄瀬山国有林内銅倉沢合流点より奥入瀬川合流点に至る区間川中心線より左右各岸一〇〇米の区域。但し、軌道敷を除く。
小滝川
東津軽郡小滝町大字田茂木字倉田沢九三の四七二、九三番地の四八二の内標柱A、Bを結んだ線より九三の四、九三番地の四六四の内標柱C、Dを結んだ線に至る区間川中心線より左右各岸八十米の区域。但し、林道敷を除く。
豊田川
豊田郡田万里村大字上田万里字堀坂六五三、六五四番地の内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。六五三番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。
田代川
賀茂郡下黒瀬村大字津江字北張枕一八六三、一八六四番地の内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。一八八四番地上流筆境を対岸に延長した線より下流国有鉄道用地上流筆境を対岸に延長した線より下流国有鉄道橋に至る区間国有河川敷全部
西水落川
安芸郡坂町大字亀石字西水落地の内標柱E、F、G、Hを結んだ線内の区域。国有鉄道用地上流筆境を対岸に延長した線より下流国有鉄道橋に至る区間国有河川敷全部
赤羽川
安芸郡奥海田村字赤羽一七四番地内標柱C、D、E、Fを結んだ線内の区域。字赤羽一七四番地内標柱A、Bを結んだ線より字五四田一三六〇番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷及び鉄道用地を除く。
南原川
安佐郡三入村大字南原字烏帽子四六〇、四六一、四六二、四八八番地字穴ヶ平四〇八番地以上全筆。字下四〇八番地字二三番地上流筆境を対岸に延長した線より字山の神四〇三番地内標柱A、Bを結んだ線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。
永田川
佐伯郡中村字上向野八八、九一六番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。九〇一番地の一上流筆境を対岸に延長した線より三三七二番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。
大草谷川
佐伯郡水内村大字麦谷字国原一三六、一七三番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。一三七番地上流筆境を対岸に延長した線より水内川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。
中津岡川
佐伯郡大野村字矢草一三〇四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。字雅ヶ岡一三一六番地上流筆境を対岸に延長した線より水慶寺川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

◉建設省告示第九百六十四号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十一月十三日

建設大臣　野田　卯一

広島県

高平川
三原市深町一九五一、一九七三番地の内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。一九五二番地内標柱Eより深田川合流点に至る区間及び一九七二番地内標柱Fより本流に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

西野川
三原市西野町四七九、四三八番地の一の内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。四七五番地上流筆境を対岸に延長した線より乙一四六五番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

矢谷川
賀茂郡荘野村大字新生字西ノ枌谷四三八、七四二の一、七四二番地の内標柱B、C、D、Eを結んだ線内の区域。一〇二〇番地内標柱Aより葛子川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

市奥川
豊田郡田万里村大字下田万里字市奥一九、一六、一九五〇番地の内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。一九二七番地下流筆境を対岸に延長した線より田万里川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

堀坂川
豊田郡田万里村大字上田万里字堀坂六五三、六五四番地の内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。六五三番地下流筆境を対岸に延長した線より九六四番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

田代川
賀茂郡下黒瀬村大字津江字北張枕一八六三、一八六四番地の内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。一八八四番地上流筆境を対岸に延長した線より下流国有鉄道用地上流筆境を対岸に延長した線より下流国有鉄道橋に至る区間国有河川敷全部

西水落川
安芸郡坂町大字亀石字西水落地の内標柱E、F、G、Hを結んだ線内の区域。国有鉄道用地上流筆境を対岸に延長した線より下流国有鉄道橋に至る区間国有河川敷全部

赤羽川
安芸郡奥海田村字赤羽一七四番地内標柱C、D、E、Fを結んだ線内の区域。字赤羽一七四番地内標柱A、Bを結んだ線より字五四田一三六〇番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷及び鉄道用地を除く。

南原川
安佐郡三入村大字南原字烏帽子四六〇、四六一、四六二、四八八番地字穴ヶ平四〇八番地以上全筆。字下四〇八番地字二三番地上流筆境を対岸に延長した線より字山の神四〇三番地内標柱A、Bを結んだ線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

永田川
佐伯郡中村字上向野八八、九一六番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。九〇一番地の一上流筆境を対岸に延長した線より三三七二番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

大草谷川
佐伯郡水内村大字麦谷字国原一三六、一七三番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。一三七番地上流筆境を対岸に延長した線より水内川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

中津岡川
佐伯郡大野村字矢草一三〇四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。字雅ヶ岡一三一六番地上流筆境を対岸に延長した線より水慶寺川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

椿谷川
佐伯郡水内村大字津伏字段地七三六、九七五番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。九四四番地上流筆境を対岸に延長した線より太田川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷及び宅地を除く。

根之谷川
高田郡根野村大字向山字大原六〇の二一、一番地の六六内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。字鳥屋ヶ丸一の四九番地上流筆境を対岸に延長した線より字長賀五五五番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

小原川
高田郡郷野村大字上入江字沖ヶ谷三四〇番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。三四〇番地内標柱E、Fを結んだ線より字横竹二一八八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

本谷川
高田郡可愛村大字中馬字平岩七四七の二五、七四七番地の一八字金広山八六八番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。字平岩七四七番地の三七上流筆境を対岸に延長した線より可愛川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

掛田川
双三郡川西村大字三若字城山二三〇番地の二二字掛田八二番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。字掛田八一番地の七上流筆境を対岸に延長した線より美波羅川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

大波谷川
比婆郡高村大字高字場ヶ谷九九番地字大畔背一〇六番地字城山一七番地字石風呂九六番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。字場ヶ谷一〇〇番地上流筆境を対岸に延長した線より字道挟一六三番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

家無川
比婆郡八鉾村大字油木字衣木山一九〇番地内標柱A、B西城町大字熊野字家無山四二六番地の二の内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。西城町大字熊野字上深五〇一番地内標柱E、F字家無山四二六番地の一九の内標柱E、F、G、Hを結んだ線内の区域。西城町大字熊野字長者原甲六六五番地上流筆境を対岸に延長した線より熊野川合流点に至る区間川の中心線より左右各岸十米の区域。但し、道路敷及び宅地を除く。

畑屋谷川
比婆郡比和町大字古頃字畠屋二〇四の一、二〇四の五、一八八番地内標柱B、C、D、Eを結んだ線内の区域。一八八番地内標柱A、Fを結んだ線より古頃川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷及び宅地を除く。

二反田川
甲奴郡清岳村大字永永字声峠一六三番地内標柱C、D、E、Fを結んだ線内の区域字藤ヶ谷一六八番地内標柱G、H、I、Jを結んだ線内の区域。一七四番地内標柱K、L、M、Nを結んだ線内の区域。字声峠一六二番地内標柱A、Bを結んだ線より斗枡川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

滑谷川
世羅郡三川村大字川尻字井多谷山八〇八番地の一五内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。字後口山八二番地の三内標柱E、F、G、Hを結んだ線内の区域。八一三の一、八一四番地の二内標柱I、J、K、Lを結んだ線内の区域。字井多谷山八〇四番地の二上流筆境を対岸に延長した線より字後口山八一四番地の一〇下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

◉建設省告示第九百六十五号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十一月十三日

建設大臣　野田　卯一

山梨県

「要設備地」

依施室沢
南巨摩郡穂積村大字高下字天神前二一四四番地字篠八久保二四四三番地の二上流筆境を結んだ線より小柳川合流点に至る区間の国有河川敷全部

尾白川
南巨摩郡川村大字保字青鳳一九八〇番地上流筆境を対岸に延長した線より早川合流点に至る区間及び字南沢六三四三番地上流筆境を対岸に延長した線より中村川合流点に至る区間の国有河川敷全部

中村川
西八代郡栄村大字内船字中山一四一〇五番地上流筆境を対岸に延長した線より富士川合流点に至る区間及び字南沢六三四三番地上流筆境を対岸に延長した線より中村川合流点に至る区間の国有河川敷全部

「要行為禁止制限地」

依施室沢
南巨摩郡穂積村大字高下字天神前二一四〇、二一四一、二一四二、二一四三番地字川栗坂二〇六〇の乙、二〇六五番地字南平一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九番地字東依施室一六八八、一六八九の内一、一六九八、一七〇〇、一七四一、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四九、一七五〇、一七五一番地の一以上全筆

尾白川
南巨摩郡鰍川村大字保字双里一九三四、一九三五、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四一、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇番地字大草里一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、一九三二、一九三三番地字天狐一八九六、一八九七、一八九八、一九一二番地、字尾白川一五五六、一五五七、一五五八、一五六〇、一五六一番地の一、尾白川地先無番地国有地字青鳳一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七一、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八一、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五番地字後草里二一〇〇番地字滝上一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇番地字大上双里二〇〇一、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三、二〇三四、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八、二〇四九、二〇五〇、二〇五一、二〇五二、二〇五三、二〇五四、二〇五五、二〇五六、二〇五七、二〇五八番地字南平一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九番地字東依施

二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三番地の一、字小屋河原一六四七、一六四八、一六四九、一六五七、一六五八、一六六三、一六六四、一六七〇番地以上全筆

新宮川

南巨摩郡三里村大字大原野字南山二五四三、二五四四、二五四五、二五四五の四の四、二五四六、二五四七番地字軒山九三六、九五〇、九五一、九五二、九五三、九五四、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六六、九六六の内の一、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五二、九六七、九二八番地字桃木原一一一九、一一二〇、一一二一、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一二〇四の二、一二〇五、一二三八番地字井戸脇八三九、八三九の内の一、八四〇、八四一、八四一の一、八四三、八四三の一、八四四の一、八四四の二、八四五の一、八四五の二、八四六、八四七、八四八、八四九の一、八五〇、八五一、八五二、八五三、八五四、八五六、八五七、八五八、八五九、八七二、八七三、八七三の内の一、八七四、八七五、八八七、八八八番地の一字塩島二五一、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八八の一、二八九、二九〇、二九一、三一四、三一五番地字中向三五二七、三五二七の一、三五二七の二、三五二八、三五二八の一、三五二八の二、三五二九、三五二九の一、三五三五の一、三五三六、三五三七、三五三七の一、三五三八、三五三九、三五四一、三五四一番地の一以上全筆

◉山梨県告示（保解）第一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十六年十一月十三日　山梨県知事　天野　久

一、水害防備林に指定されたものであるが、中巨摩郡野之瀬落合両村村立峡西中学校敷地のため、中巨摩郡落合村村長塩沢正男の申請に係るもの

山梨県中巨摩郡野之瀬村大字下市之瀬字塚原前一五四五、同落合村大字川上字川上辻四七九（但し、台帳三段八畝三歩のうち見込四畝一六歩）、四八〇（但し、台帳八段四畝五歩のうち見込一段四畝歩）

一、水害防備林に指定されたものであるが、工業地帯に通ずる自動車道路拡充のため、南巨摩郡増穂村村長斎藤鐵の申請に係るもの

南巨摩郡増穂村大字青柳字戸川添三四九二の二（但し、台帳一町六段八畝二一歩のうち見込一畝三歩）

一、風致林に指定されたものであるが、自作農創設特別措置法に基き未墾地買収のため、東八代郡境川村境川帰農組合長名取徳平の申請に係るもの

東八代郡境川村大字藤垈字諏訪尻三九一〇の一

一、風致林に指定されたものであるが、指定の理由が消滅したため、西八代郡久那土村農地委員会長佐野直光の申請に係るもの

西八代郡久那土村大字水船字宮の前二八五

一、風致林に指定されたものであるが、農業協同組合事務所敷地及び林産物置場のため、南巨摩郡五開村村長望月孝通の申請に係るもの

南巨摩郡五開村大字十谷字カミ四一八

一、風致林に指定されたものであるが、自作農創設特別措置法に基き未墾地買収のため、北巨摩郡鳳来村農地委員会長渡辺八郎の申請に係るもの

北巨摩郡鳳来村大字鳥原字南沢七七六

一、風致林に指定されたものであるが、自作農創設特別措置法に基き未墾地買収のため、北巨摩郡菅原村村長伊藤嘉安の申請に係るもの

北巨摩郡菅原村大字白須字竹二八七（但し、台帳六段三歩のうち見込二段五畝歩）

一、風致林に指定されたものであるが、指定された目的が消滅したため、北巨摩郡駒城村農地委員会長赤羽清丸の申請に係るもの

北巨摩郡駒城村大字大坊新田字タヤ前三三八の一、三三八の二、三三八の三

一、風致林に指定されたものであるが、灌漑用貯水池設置のため、北都留郡上野原町町長石井昇の申請に係るもの

北都留郡上野原町字諏訪二〇九の一（但し、台帳一段四畝三歩のうち見込五畝二一歩）、二〇九の二、二一一（但し、台帳二段八畝一七歩のうち九畝一八歩）

正　誤

昭和二十六年十月二十九日運輸省告示第二百六十一号中消火器名のうち「アーム」は「アトム」の誤り。

運輸省官報報告主任

国会事項

○衆　議　院

◉**報告書受領**　十一月十日内閣を経由して公正取引委員会委員長中山喜久松から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十四條第一項及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）第九條第一項の規定に基き、昭和二十五年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

◉**條約提出**　十一月十日内閣から提出した條約は次の通りである。

国際連合食糧農業機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件

◉**議案提出**　十一月十日議員から提出した議案は次の通りである。

ルース台風災害対策に関する決議案（床次徳二外六十名提出）

国民健康保険強化に関する決議案（亘四郎外十七名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

旅券法案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

◉**議案送付**　十一月十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

又同日第十回国会及び第十一回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

会社更生法案

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

◉**決議送付**　十一月十日大池事務総長から池田大蔵大臣、岡野地方自治庁長官及び岡崎内閣官房長官宛、次の決議を参考のため送付した。

地方財政平衡交付金増額に関する決議

○参　議　院

◉**議事日程**　十一月十二日の議事日程は左の通り。

議事日程　第十五号

昭和二十六年十一月十二日（月曜日）

午前十時開議

第一　地方財政平衡交付金等の増額に関する決議案（西郷吉之助外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

第二　会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出）（委員長報告）

第三　日本輸出銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第四　国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第五　千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）（委員長報告）

叙任及び辞令

○内　閣

◉昭和二十六年十月十四日

従五位　松井　蔚

正五位に叙する

勲五等　松井　蔚

勲四等に叙し瑞宝章を授ける

故厚生技官従五位　松井　蔚

特旨を以て位一級追陞せられる（十一月九日）

○総　理　府

農林事務官　松任谷健太郎

農林技官　藤村　重任

高橋　三郎

萩原　俊一

本荘　秀一

（各通）

国土総合開発審議会専門委員に任命する（十一月十日）

○文　部　省

◉昭和二十六年六月十六日

清水　愼一

文部教官に任命する

◉昭和二十六年九月十六日

厚生技官　田辺　澄

文部教官に任命する

◉昭和二十六年十月一日

蕪木　相資

小松　邦彦

北條　進

（各通）

文部教官に任命する

◉昭和二十六年十月十六日

山本　譲

伊東　勇雄

上田健一郎

（各通）

文部教官に任命する

文部教官　清水　愼一

東京大学助手を命ずる（六月十六日）

同　田辺　澄

岡山大学助手を命ずる（九月十六日）

同　小泉　七郎

兼ねて東京大学教育学部附属中学校教諭に補する

同　中島　幸雄

願により本官を免ずる（以上九月三十日）

同　岩永健吉郎

同　八幡　敏雄

（各通）

東京大学助教授に補する

同　蕪木　相資

同　小松　邦彦

同　北條　進

（各通）

東京大学助手を命ずる

同　内田恵太郎

兼ねて鹿児島大学教授に補する（以上十月一日）

同　高木　暢哉

兼ねて広島大学教授に補する（十月十四日）

同　東　日出男

大分大学補導課長を免ずる

同　外塚岩太郎

同　宮崎　敏

同　鵜養　孝一

同　栗林　光雄

同　山崎　英三

（各通）

願により本官を免ずる（以上十月十五日）

同　渡辺　孚

同　大島　英義

（各通）

北海道大学助教授に補する

同　島岡　明

北海道大学講師に補する

同　山本　譲

金沢大学助教授に補する

同　中沢　徳

同　堀　尚一

（各通）

金沢大学講師に補する

同　伊東　勇雄

佐賀大学助教授に補する

同　竹井　素行

同　土屋　正義

（各通）

熊本大学教授に補する

同　古部　則明

熊本大学助教授に補する

同　上田健一郎

熊本大学助手を命ずる

同　半田　康夫

大分大学補導課長を命ずる（以上十月十六日）

同　山辺　六郎

九州大学講師を免ずる（十月十八日）

官庁事項

○人　事　院

◉**人事院公示第36号**

人事院は、人事院規則6―0（職種及び職級の決定及び公表）に基き、職種及び職級に関し、次の通り決定した。

昭和26年11月13日　人事院総裁　浅井　清

1級一般工業管理員職級に2級一般工業管理員職級を併合し、3級一般工業管理員職級を変更し、3級一般工業管理員職級、4級一般工業管理員職級、5級一般工業管理員職級および6級一般工業管理員職級の名称を、それぞれ2級一般工業管理員、3級一般工業管理員、4級一般工業管理員および5級一般工業管理員に変更し、職種の定義および職級明細書〔**工業管理（一般）**〕（昭和26年6月5日人事院公示第22号）の一部を次の通り改正する。

職級の名称および記号の欄中「6級一般工業管理員」および「6211―6」を削る。

説明事項第2項中「〔一般工学職種〕」、「〔纖維工学職種〕」および「〔水産学職種〕」を、それぞれ「〔一般工学職種または一般工学研究職種〕」、「〔纖維工学研究職種〕」および「〔水産職種〕」に改める。

1級一般工業管理員職級の職級明細書の職級の特質中第1項を次の通り改める。

この職級は、一般管理的指示のもとに、(1)全国の、(イ)包装用品、日用品、ゴム・皮革および同製品、紙・パルプおよび紙製品等のような雑貨製造工業、もしくは(ロ)纖維および纖維製品の生産工業を管理する仕事、または(2)各種工業についての価格の形成・維持・改訂などの価格の統制に関する仕事を全般にわたつて監督することを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質中第2項の次に次の一項を加える。

1級一般工業管理員は、中央機関において、機械工業・金属工業・化学工業および纖維工業などの諸種の工業を担当して、物価政策の基本方針に基き、下級一般工業管理員等に価格改訂の時期・方法、価格形成の方式および調査の方針等を指示して、市場価格・原価・企業経理および製品・資材の需給状況等を調査させ、価格の設定、自由価格の騰貴抑制対策の立案等を行わせ、結果について国内経済界の動向、国民生活の状況、国際経済情勢の推移、市場価格と各種の経済的要因との関連性等を考慮して、検討し調整する。物価政策の基本方針を樹立・決定する会議に参画し、担当分野の工業の生産の増進・調整、事業の発達・改善および国民生活の安定の立場から意見を述べる

―1―

とともに、物価の改訂および価格統制廃止品目の決定などについて通商産業省・大蔵省・経済安定本部のような経済官庁と折衝する。

同職級の特質第3項中「鉱山振興対策のような」を「鉱山振興対策の樹立、重要物資の価格設定のような」に、「その方針および大綱の指示を受けるが、」を「その方針および大綱の指示を受け、結果について詳細に報告を行うが、」に改める。

2級一般工業管理員職級の職級明細書を削る。

3級一般工業管理員職級の職級明細書の職級の特質第1項(1)中「(イ)包装用品、(ロ)日用品、」を「(イ)紙・パルプおよび紙製品、」に、「(ハ)」、「(ニ)」、「(ホ)」および「(ヘ)」を、それぞれ「(ロ)」、「(ハ)」、「(ニ)」および「(ホ)」に改め、同職級の特質第2項中「附随的に、各分野のうちの包装用品を担当し、包装用品の生産の促進」を「附随的に、各分野のうちの日用品を担当し、日用品の生産の促進」に改め、同職級の特質第3項中「(1)日用品、」および「(6)絹糸および絹製品、」を削り、「(2)」、「(3)」、「(4)」、「(5)」、「(6)」および「(7)」を、それぞれ「(1)」、「(2)」、「(3)」、「(4)」および「(5)」に改める。

この職種の職級明細書中「3級一般工業管理員」、「4級一般工業管理員」、「5級一般工業管理員」および「6級一般工業管理員」をそれぞれ「2級一般工業管理員」、「3級一般工業管理員」、「4級一般工業管理員」および「5級一般工業管理員」ならびに「6211―3」、「6211―4」、「6211―5」および「6211―6」をそれぞれ「6211―2」、「6211―3」、「6211―4」および「6211―5」に改める。

―2―

史料研究職種および1級史料研究員職級を変更し、職種の定義および職級明細書〔**史料研究**〕（昭和25年12月28日人事院公示第13号）の一部を次の通り改正する。

職種の名称および記号の欄中「7207」を「7336」に改める。

職群名の欄中「学芸」を「研究」に改める。

職種の定義中「収集・整備・」および「・啓もう普及」を削る。

1級史料研究員職級の職級明細書の職級の特質第1項(1)中「学識経験を必要とする」を削り、同項(2)中「企画し、調整し、監督する」の次に「等史料に関する深い知識・経験に基く研究を遂行する」を加え、同職級の特質第2項の次に、次の一項を加える。

1級史料研究員は、通信博物館において、郵政もしくは電気通信に関する事業史をもつぱら研究する資料官として、自ら研究題目を選定し、資料を収集し、調査・研究を行う。調査・研究に当つては、通信料金の変遷、郵便運送機関の変遷等の題目を選定し、通信博物館の長の承認を得て、市販の文献、各種図書館等の所蔵する文献、その他の資料を調査し、また官公庁の関係員ま

―1―

たは民間の関係者に面談して調査し、その結果を研究題目によって、年代別または種類別等に整理し、分析・検討のうえ結論を出してまとめる。研究結果は、文書として通信博物館の長に提出し、その承認を受けたのち、自館において発表し、または刊行するものは関係の係へ、社会教育参考図書として外部から発表し、また刊行されるものは発行所・編集者等に送付する。また、通信博物館の長等の指示または依頼を受けて、通信事業の啓発・普及を目的とする展示会等の参考文案の作成を行うことともする。

同職級の特質第4項中「前項」を「第1項」に改める。

2級史料研究員職級の職級明細書の職務第1項中「相当程度の歴史的な素養を必要とする」を「歴史、工学、法律、理科、および医学、語学もう普及」とそれぞれ削り、「あわせて下級史料研究員を指導する」の次に「等史料に関する通常の知識・経験に基く研究を遂行する」を加える。

3級史料研究員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「修得につとめる」の次に「等史料に関する比較的初歩的な知識に基く研究を遂行する」を加える。

この職種の定義および職級明細書中「7207—1」、「7207—9」および「7207—8」を、それぞれ「7336—1」、「7336—2」および「7336—8」に改める。

— 2 —

輸送管理(航空)職種ならびに1級航空輸送管理員職級、2級航空輸送管理員職級、3級航空輸送管理員職級および4級航空輸送管理員職級を新設し、職種の定義および職級明細書(輸送管理(航空))を次の通り定める。

職種の定義および職級明細書（輸送管理(航空)）

職種の名称および記号	職群名	輸送管理(航空)	6314	通信および輸送管理
職級の名称および記号				
1級	航空輸送管理員		6314—1	
2級	航空輸送管理員		6314—2	
3級	航空輸送管理員		6314—3	
4級	航空輸送管理員		6314—4	

職種の定義

この職種は、航空輸送計画の作成、航空輸送業務の調整・監督、航空輸送事業に関する免許・許可・認可、業務用資金・資材の需給調整、およびこれらに関連する調査・研究等もつぱら航空輸送事業を管理する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

ここにいう航空輸送とは、航空機による旅客・貨物の輸送をいい、航空輸送事業には、国内航空運送事業および国際航空運送事業が含まれる。

国内航空運送事業令、外国人の国際航空運送事業に関する政令等一連の航空輸送に関する諸法規の運用および航空輸送業務の実情に精通するとともに、航空輸送事業の公共企業としての価値と、これらが及ぼす社会的・経済的な影響についての独立した判断に基いて、航空輸送の発達・改善・調整をはかるためにこれらの事業に対して政府が行う管理的な業務を行うことを職務とする官職は、すべてこの職種に含まれる。

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1) 航空運送事業の管理および航空施設の保安に関する業務を担当する機関において、各局門分野別に行われる企画・立案を行政的見地に立つて綜合調整し、またその機関の基本的な政策の樹立・決定に関する会議を主宰し、決定された政策に基いて、機関全般の業務機能の行政的調整を行うことを職務とする官職(一般行政職種)

(2) 主として航空路施設に関する専門的科学的な知識に基いて、航空運送事業の行う航空機による運航のための航空保安施設の運用の総合調整、飛行場および基地通信・対空通信の運用の管理ならびにこれらに関連する調査・研究等を行うことを職務とする官職(航空技工学職種)

(3) あらかじめ定められ、または詳細に指示された細部にわたる具体的な処理方法に基いて、航空輸送事業者から提出される輸送状況に関する報告書および各種申請書等の受付・保管または文書の単なる浄書・転書などのような雷記的な仕事だけを行うことを職務とする官職(一般事務職種)

職級明細書

1 級　航空輸送管理員　6314—1

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、全国の航空輸送計画の立案、輸送業務の調整・監督、および航空輸送事業の免許・許可・認可ならびにそれらに附随する仕事の全般を監督することを職務とするすべての官職を含む。

1級航空輸送管理員は、国内航空運送事業および国際航空運送事業の行う業務に関して、下級航空輸送管理員に基本的な方針を示して、事業の創設、事業計画の変更、事業の休廃止、運賃・料金の設定・変更、運送約款等についての免許・許可・認可、営業の監査・事業の停止または免許の取消しおよびこれらに関連する航空運送事業の補助政策、航空財団抵当制度、諸外国の航空会社の現状等の調査研究等に関する具体的な処理案を立案させ、内外の諸状勢からするわが国の航空輸送事業のあり方、他の交通機関との調整上妥当であるかどうかを考慮して検討し調整する。事業の創設、事業計画の変更、運賃および料金、事業の停止に関する免許・許可・認可等運輸審議会の諮問を受けるものについては、自らこれに出席して説明し、または公聴会において質疑に答える。これらの仕事の遂行にあたつて、運賃と関税・通行税のような租税との関係のある問題あるいは関係法令の立案・改正等について、大蔵省・経済安定本部・物価庁・法制意見局等の関係部課長と連絡・折衝する。

この職級に含まれる1級航空輸送管理員は、所掌事務について包括的な指示を受け、その実施に当つては、自己の判断で一応の処理をするが、航空運送事業の免許等基本的問題については、報告し、その指示または決裁を受けて処理する。

2 級　航空輸送管理員　6314—2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、全国の航空輸送計画の作成、輸送業務の調整・監督、および航空輸送事業の免許・許可・認可ならびにそれらに附随する仕事を調整して、上級航空輸送管理員を補佐することを職務とするすべての官職を含む。

2級航空輸送管理員は、国内航空運送事業および国際航空運送事業の行う業務に関して、下級航空輸送管理員に方針および処理案を指示して、事業の創設、事業計画の変更、事業の休廃止、運賃・料金の設定・変更、運送約款等についての免許・許可・認可、営業の監査、事業の停止または免許の取消、およびこれらに関連する航空運送事業の補助政策、航空財団抵当制度、諸外国における航空会社の現状等の調査・研究等に関して上級航空輸送管理員を補佐して処理案・計画案についての原案または資料の作成を行わせ、各項目について妥当であるかどうか、他の交通機関との調整、運賃が他の物価に及ぼす影響等を考慮して審査し、または自ら立案し、上級航空輸送管理員に提出して、運

輸審議会の諮問を要するものはその諮問の手続をとる。これらの仕事の遂行にあたり、上級航空輸送管理員を補佐し、またはこれに代つて、大蔵省・経済安定本部等の関係者と折衝し、あるいは運輸審議会および公聴会へ出席する。

この職級に含まれる2級航空輸送管理員は、航空輸送事業に関する基本的な計画、免許・許可・認可事務等特に重要な事項については指示を受けて立案するが、仕事の途中においては検閲・指示等は受けず、結果についてだけ検閲をうける。

3 級　航空輸送管理員　6314—3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、全国の航空輸送に関する事業を管理する仕事のうち、(1)航空輸送計画の原案の作成、輸送業務の調整・監督、および航空輸送事業の免許・許可・認可に関する申請書の審査、または(2)航空輸送事業の運賃および料金の設定・変更の認可に関する申請書の審査のような一部門の仕事を行うことを職務とするすべての官職を含む。

3級航空輸送管理員は、(1)事業の免許および取消、事業計画変更の認可、運送約款の認可、飛行場使用に対する許可、定期航路および飛行場開設の許可等に関して事業者から提出される各種申請書・届出書の受理・審査、または(2)航空輸送事業の運賃・料金の認可申請書の審査ならびにこれらに関連する調査研究について、下級航空輸送管理員に具体的な処理要領および方法を示して予備的審査を行わせ、その結果をさらに交通需要に基く必要性、他の交通機関との関係、事業者の資金計画、収支状況、その他の事業遂行能力、運航計画の安全正確性等を考慮して具体的に審査し、その処理の原案を作成して、上級航空輸送管理員に提出する。また飛行場経営計画または郵便物運送料金の認可申請書案等は自ら立案し、運輸審議会へ諮問するための説明資料の作成および収集、事業が法令および許認可された線に沿つて営まれているかどうかについての実地の業務監査等を下級航空輸送管理員等とともに実施する。

この職級に含まれる3級航空輸送管理員は事業の免許・許可、運送約款の認可等の処理案、計画案の原案を作成する場合、仕事の方法・重点等大体の要領を指示され、仕事の結果について検閲されるだけであるが、重要で緊急な事項については、その処理方法が妥当であるかどうかについて随時検閲をうける。

4 級　航空輸送管理員　6314—4

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、全国の航空輸送に関する事業を管理する仕事のうち、(1)航空輸送計画の作成および輸送業務の調整・監督および航空輸送事業の免許・許可・認可または(2)航空輸送事業の運賃・料金の設定・変更に関して必要な資料の調査・収集、およびそれらについて申請書および届面の具備要件の審査等限られた仕事を行うことを職務とするすべての官職を含む。

4級航空輸送管理員は指示された方針・方法に基いて、航空運送事業の創設・事業計画の変更、運送約款もるいは運賃・料金の設定等の免許・許可・認可に関する申請書および運航計画または運航添付書類について、申請書が所定の形式を備え、かつ所定の手続を経ているかどうか、または運航計画等が一般の需要にかなうものであるか、便宜を與えるか、安全であるか、計画実施の能力等があるかどうかについて予備審査ならびに調査を行う。また航空運送事業の営業方針が申請書の内容、法令および約款と違反する事実がないかどうかを監査するために、事業者から提出する報告を審査し、また実地に調査して上級航空輸送管理員に報告する。

この職級に含まれる4級航空輸送管理員は、調査・研究の方法・手続・資料の作成についてはその内容を指示され、仕事の途中において疑問・不明事項がないかぎり、自らの判断において処理するが、結果についてはすべて細部的な検閲をうける。

配船業務職種ならびに1級配船業務員職級、2級配船業務員職級、3級配船業務員職級および4級配船業務員職級を新設し、職種の定義および職級明細書（配船業務）を次の通り定める。

職種の定義および職級明細書（配船業務）

職種の名称および記号	職群名	配船業務	6319	通信および輸送管理
職級の名称および記号				
1級	配船業務員		6319—1	
2級	配船業務員		6319—2	
3級	配船業務員		6319—3	
4級	配船業務員		6319—4	

職種の定義

この職種は、航海および船体の船性についての専門的知識に基いて、配船計画・運航計画を立て、その能率的運営をはかる業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1) 船舶についての専門的科学的知識に基いて、船舶の造修計画、工事の実施計画を立案することを職務とする官職(船舶職種)

(2) 船体および機関に関する専門的科学的知識に基いて、船舶の堪航性の判定を行うことを職務とする官職(船舶検査職種)

(3) 船舶に乗り組んで個個の船舶の運航に関する業務を行うことを職務とする官職(一般船運航(航海)職種)

(4) 人事管理上の観点から個個の船員の経歴・勤怠・技能・個人的事情等を考慮して配員状況を齊一にし、公平かつ円滑に船務を遂行しうるように配乗計画を立案することを職務とする官職(人事一般職種)

(5) もつぱら旧海軍艦艇(かんてい)中状況不明のものについて調査し、資料を収集し、処理手続を行うことを職務とする官職(一般事務職種)

職級明細書

1 級　配船業務員　6319—1

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、所管船舶の配船計画・運航計画の立案、ならびにこれらに附随する業務を全般的に監督することを職務とするすべての官職を含む。

1級配船業務員は、船体の構造・性能、気象條件、海象條件および業務目的の特性をは握して、配船計画・運航計画、およびこれに附随する造修計画・配乗計画を立案する業務を総括し、下級配船業務員に船舶の特性、業務目的、航海計画の立案・変更の方針、造修の要否・程度・優先順位、造船所の繋留等の計画の大綱について指示して立案させ、その結果を検閲して業務目的に最も適合した船舶が必要な時期に配船されるように計画全般を調整し、その結果について所属部局の長に意見を述べるとともに、船長および補給・観測等の関係部局と協議して最終的に決定する。また突発的な事故、たとえば船の修理が長びくような場合、または船体機関に故障が生じた場合には、自ら船舶の性能・航海條件・船員状況・気象條件等を考慮して綜合的な運航計画を変更し必要な処理を行

P. 200

う。また他部局から配船計画の依頼があつた場合、または傭船(ようせん)した場合には、船舶の作業目的と運航との関係等について自ら関係部局の長と協議して航海技術的面から船舶の運営方針を決定する。常に航海日誌・作業日誌等を検閲するとともに、海事関係法規およびこれに基く海面情報、水路告示、海難告示、または連合国・管海官庁から発せられる命令法規の周知徹底をはかり、必要な資料を船舶に通知し指導を行い、あわせて船舶国籍証書、船舶検査証書等に関する諸手続等の実施を監督する。出入港に伴う港内業務を監督し、船舶の運航の安全をはかるとともに、海難事件発生の場合には、その原因および損害を調査させ船舶と連絡して海難防止上必要な措置を行い、補佐人と連絡して海難審判所届出の事務を監督する。

この職級に含まれる1級配船業務員は、業務の方針、作業予定等について大綱的指示を受けるが、配船に関する技術的面については自己の判断で実施する。

6319—2

2級　配船業務員

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、所管船舶の運用に関する基本計画に基いて、配船計画およびこれに附随する船舶の造修計画・整備計画全般を調整して上級配船業務員等を補佐することを職務とするすべての官職を含む。

2級配船業務員は、業務計画の大綱方針に基いて、船舶の燃料消費の経済的操作、船舶用備品・消耗品の整備、または船体の損傷の程度、船員の状況等について、下級配船業務員に大綱を指示して配船計画・運航計画を立案させる。常に業務目的に応じて配船上支障をきたさないように造船所・工場の修理能力、技術の優劣を調査して修理場所を選定し、修理の程度、修理項目を決定して工事期間の調整を行うとともに、修理の現場に行き進行の程度を監督する。運航計画に支障をきたすような大修理の場合は、その原因を調査し、工期の長短により計画の変更その他の処置を行い、また業務の連絡会議に出席し、各船舶側の意見を聴き、修理状況・業務予定等を説明し、計画全般の調整をはかつて上級配船業務員に報告する。船舶から提出される航海日誌・機関日誌等を点検し比較研究を行い、運航計画・作業計画の立案に対して指示を与えるとともに、随時船舶を検査し整備状況の不備を是正して事故を未然に防止し、船長に必要な指示を与えるとともに、衝突・火災等の海難事件発生の場合には、その原因、損害の程度を調査検討して上級配船業務員等に報告する。

この職級に含まれる2級配船業務員は、計画の立案・変更の方針を指示され、また船体の修理・整備について検査を受けるが、基本的計画は自らの責任において立案し、その結果を報告する。

6319—3

3級　配船業務員

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、配船計画・運航計画を立案することを職務とするすべての官職を含む。

3級配船業務員は、所属船舶の能率的運用をはかるために配船計画・運航計画を立案する業務を担当する。計画の立案に当つては、個個の船について重量・堪航性・馬力または燃料・食糧・清水の搭載(とうさい)能力・船体の修理状況、航海日数等を調査して配船計画を立て、さらに潮汐(ちょうせき)、潮高潮時、潮流の速度、風波、船舶の運行上の性癖等の海象条件・気象条件または燃料消費の経済等を考慮するとともに各船舶の航海日誌・機関日誌・作業日誌を分析・検討して運行計画を立て上級配船業務員に報告する。海上保安庁その他の管海官庁から航行禁止区域、沈船、新発見の暗礁等に関する通達を受けた場合には下級配船業務員に指示して海図・水路図誌に描写させるとともに、常に船舶の運航に必要な海面情報・速報天気図・海事法規等必要な資料を調査収集させ、これらについて必要なものは船舶に通知する。常時下級配船業務員に指示して船の繋留(けいりゅう)設備等の陸上設備について調査させて整備改善をはかる。船舶の出入港に際しては、港内出入日時・転錨(てんびょう)日時等を港務関係官署に連絡し、必要に応じて水先人を依頼し錨地(びょうち)の指定、棧橋(さんばし)横付等について手配する。機艇(きてい)・救命設備等船舶用備品・消耗品を調査結果に基いて検討し、予算請求資料を作成し設備の改善をはかる。また船舶の業務内容を指導して業務規程・防火準則等を起案し上級配船業務員に提出する。

この職級に含まれる3級配船業務員は、計画の基本方針を指示され、その結果について検閲を受けるが、基礎資料の調査研究等の定例的な業務は慣例に従つて処理する。

6319—4

4級　配船業務員

職級の特質

この職級は、細部的監督のもとに、配船計画・運航計画の立案の基礎となる調査、資料の収集、統計および船舶の運航に伴う諸手続・連絡等の業務を行うことを職務とするすべての官職を含む。

4級配船業務員は、海上保安庁その他の管海官庁から発せられる水路告示・海難告示・掃海速報等の水路関係資料、および気象台から発せられる天気図・台風速報その他の気象関係資料を収集整理して内容を検討し、必要なものは海図・水路図誌に描写し上級配船業務員に報告するとともに船舶に連絡する。また水路法・航路標識法等の海事関係法規を収集整理し改正があれば各船に通知し船舶証書・検査証書・船舶登記・航行許可・パスポートの収得・書換等の諸手続を行うとともに法令による報告書を立案する。船舶から提出される航海日誌・作業日誌・機関日誌等を収集検討し、航海日数・碇泊(ていはく)日数・航海距離等を算出して統計をとり配船計画・運航計画の資料とする。燃料油の消費量を各船舶ごとの行動表に基いて算出し消費状況を明確にし、また船体機関の損耗状況、推進器の腐蝕(ふしょく)状況等の調査を行い資料を作成する。船舶用備品・消耗品・陸上設備の全般について調査し、航海上必要な各種の計器・機械の整備状況を点検し調査表を作成する。船の出入港に際しては、出入日時・転錨(てんびょう)日時を調査し、上級配船業務員の指示を受け関係各官署へ連絡する。

この職級に含まれる4級配船業務員は、文書の起案等については詳細な指示を受けるが、定例的な調査、資料の作成は大体の方針を示され慣例に従つて行う。仕事の結果はすべて検閲される。

用語の定義

補佐人　特定の資格要件を満たし、高等海難審判庁に海事補佐人として登録されたもの、または高等海難審判庁長官の許可を得たもので、高等海難審判庁長官の監督のもとに、海難審判にあたつて受審人を補佐して弁護するものをいう。

世論調査職種ならびに1級世論調査員職級、2級世論調査員職級、3級世論調査員職級、4級世論調査員職級および5級世論調査員職級を新設し、職種の定義および職級明細書〔世論調査〕を次の通り定める。

職種の定義および職級明細書〔世論調査〕

職種の名称および記号		職群名
世論調査	7208	学芸
職級の名称および記号		
1級　世論調査員	7208—1	
2級　世論調査員	7208—2	
3級　世論調査員	7208—3	
4級　世論調査員	7208—4	
5級　世論調査員	7208—5	

職種の定義

この職種は、政府の施策に関する世論を科学的に調査するため、調査方法を研究立案し、調査を実施し、調査結果を分析する等の世論調査に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

世論が正確に反映するよう世論の調査方法を理論的に研究して調査を実施する官職はすべてこの職種に含まれる。

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1) 統計数理の研究を行うとともに世論調査の集計結果の分析等に当つて数理的な面で指導し、または助言することを職務とする官職〔統計数理職種〕

(2) 世論調査の結果の製表計画を立案し、集計、製表の事務を指導し結果を検査することを職務とする官職〔統計職種〕

(3) 世論調査の主題の選定等を行う会議に出席し、諸般の情勢、業務の状況等を考慮して、主題の選定、予算上の措置、構成人員等に関し、一般的、管理的立場から発言し、また主題に関係のある国の機関との折衝等を行うことを職務とする官職〔一般行政職種〕

(4) 調査表の分類・整理を行い、記入もれ・誤記などの摘出のような常識的な内容審査を行い、または集計表の転記等の定型的書記的な業務を行うことを職務とする官職〔一般事務職種〕

(5) 新聞記事・雑誌等に現われた国の機関の施策に関する記事を収集し、もしくは簡単なアンケートを実施したりして、世論の一般的な動向に関する資料を作成し、または媒体宣伝の反響効果の測定を行うことを職務とする官職〔広報職種〕

職級明細書

1級　世論調査員　7208—1

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、世論調査を行う機関の最高責任者として、調査主題を選定し、調査業務全般の総合調整を行うことを職務とするすべての官職を含む。

1級世論調査員は、世論に基く政策の樹立および行政の運営に資する目的で世論の調査を自主的かつ公正に行う機関の最高責任者として、国会・最高裁判所・行政機関から申出のあつた調査主題について、一般的、行政的知識および専門技術的知識に基き、社会的、経済的、政治的情勢等の広範な見地から選定し次官会議に、はかつて決定する。また企画会議・調査実施会議において調査主題の選定経過の概要を説明し、調査方法等の大綱方針を討議させて最終的に決定するとともに、業務運営方針を指示し、下級世論調査員が行う調査の企画・実施・分析・公表等世論調査業務全般の調整を行う。調査の時期、公表の可否等、特に政策に影響を及ぼす重大問題については関係省庁・国会議員等と折衝を行つて決定し、調査の結果については次官会議において報告する。国会開会中は政府委員として出席し関係問題について議員に説明を行うこともある。

この職級に含まれる1級世論調査員は、政策に関する問題で対外的に大きな影響を及ぼすような調査結果の発表については内閣官房長官の承認または指示を受けるが、その他の事項については指示・統制を受けない。

2級　世論調査員　7208—2

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、(1)会議を主宰して世論調査主題についての基本的な調査の実施計画を決定し、技術面から世論調査業務全般の総合調整をはかり、(2)世論調査の実施業務の最終責任者として実施部門を統括し、実施担当責任者間の調整を行い、または(3)標本抽出部門の責任者として世論調査の企画分析業務を統括するとともに標本抽出理論に関する高度の研究を行うことを職務とするすべての官職を含む。

2級世論調査員は、世論調査の実施について基本的な計画を樹立する部門の責任者として、国会・行政機関から要請された調査について、目的・範囲の決定、調査主題の選定に参画し、各調査担当

責任者を招集して確定された主題に基き、調査の規模、見本設計・質問設計に関する基本方針の樹立等を行う調査実施計画会議を主宰し成案に対して決裁を行う。また調査の実施、調査対象者の選定、製表の作成、調査結果の公表等の調査業務全般について技術面から総合的な調整をはかり、1級世論調査員を補佐する。調査の主眼点またはいかなる施策に利用するか等の重要問題について調査依頼官庁との接衝を行う。

2級世論調査員は、調査の規模・形式・時期・費用および標本抽出・集計製表の方法等、世論調査業務全般に関する基本方針を決定する調査実施計画会議に出席し調査実施業務全般の立場から発言する。また世論調査の実施部門を統括し、3級世論調査員が下級世論調査員に作成させて確認した予備調査・本調査の実施計画、調査員の研修計画等を検討して最終的に決定するとともに、調査担当責任者間の調整をはかり、実施業務全般を統一的に運営する。

2級世論調査員は、世論調査の業務全般に関する基本方針を決定する調査実施計画会議に出席し、母集団の範囲、信頼度の範囲等について、調査の企画・分析の分野を統括する立場から発言する。標本抽出部門の責任者として実施計画会議の決議に基く方針の大綱を指示し、統計数理員に標本の抽出および検定を行わせ、3級世論調査員が確認した原案を検閲して最終的に決定する。また、標本抽出および標本検定の理論について研究題目を選定し、研究方針を決定して研究を行わせ、自らも社会学・統計数理学等の専門家と意見を交換し、社会学・心理学等の立場から標本抽出に関する高度の研究を行う。

上記のすべての型の官職は、以上のような仕事を行うとともに、機関の運営会議の構成員として、重要人事の配置、予算の編成等の業務運営計画の審議に参画する。

この職級に含まれる2級世論調査員は、世論調査の主題および業務運営の基本方針については指示を受けるが、技術的な調査の企画等については指示を受けない。

3級　世論調査員　7208—3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、世論調査業務の一部門を担当するとともに基本的な実施計画を樹立する会議に出席して決定に参画し、一つの調査の責任者として、その調査業務全般の監督に当ることを職務とするすべての官職を含む。

3級世論調査員は、世論調査の実施についての基本的な計画を樹立する部門の責任者を補佐して、技術面から実施部門の調整をはかる。調査依頼官庁および調査実施部門と連絡をとり、基本的な調査の実施計画を審議する調査実施計画会議の開催時期等について、2級世論調査員に提案し、会議の原案を立案し、会議に当つては議事の円滑な運営をはかる。調査の実施に当つては2級世論調査員を補佐して関係官庁・実施責任者との連絡・打合せに当る。ときには一つの調査の責任者として、その調査に関する業務全般を監督することもある。

3級世論調査員は、世論調査の実施を行う部門において、調査の基本的な計画を下級世論調査員に指示して、質問項目、調査方法、調査員の選定・訓練の要項等に関する具体案を立案させ、調査が困難にならないか、所要の人員が得られるかなどと検討し2級世論調査員に提出する。また主題に最も適した調査が行われるよう数回の予備調査を行わせ、その結果に基いて質問文案の修正を行わせる。世論調査を適確・迅速かつ科学的には握するため全国の主要の地におかれている世論調査連絡員および現地調査員の教育訓練を行うため、計画案を作成させて確定する。調査の大綱方針を決定する実施計画会議には、構成員として出席し、特に調査の実施面から意見を述べるとともに、一調査の責任者となり、その調査全般について調査従事者を監督する。常に社会学・心理学等に基いて世論調査に関する原理の研究を行い、また下級世論調査員に研究課題を与えて研究を行わせる。

3級世論調査員は、世論調査に際し標本の抽出および標本の信頼度の検定を行う部門において、統計数理員等を指導して標本抽出に必要な各種の統計調査の資料を収集整備させ、2級世論調査員の指示に基いて内外の標本抽出方法に関する比較・研究を行わせる。世論調査の大綱方針を決定する

実施計画会議には構成員として出席し、その調査の主題に関する標本抽出の技術的な事項について、標本作成の立場から発言する。予備調査および本調査の際は、方法を詳しく説明して統計数理研究所員に標本の抽出を行わせ、主題と母集団との関係、誤差の限界、予算の問題等に考慮して検討し、2級世論調査員にその原案を提出する。随時統計局・統計数理研究所における標本作成者あるいは社会学・農業経済学等の立場から実態調査を行つている者と標本抽出について意見を交換し、世論調査の特質に基く標本抽出についての研究を行う。一調査の責任者となつた場合は、担当した調査全般にわたり監督を行う。

3級世論調査員は、世論調査の実施計画会議の構成員として調査の基本的計画の樹立に参画し、その決議に基いて世論調査の公表および編集広報活動に関する方針を指示したうえで具体的計画を立案させ、検閲して決定する。また広報関係部門の責任者である各省庁連絡官を招集して、各省庁の行政施策と世論調査との関連についての連絡会議を主導し、意見を調整してとりまとめる。特に政策・行政に直接影響を與える報告書の提出、社会に対し重大な影響を與えると思われる結果の公表に際しては関係機関と密接な連絡をとり、社会情勢を観察し、時期・形式等を決定したうえで行わせる。地方公共団体が行う世論調査に対しては科学的に信頼度のある調査結果が得られるよう調査技術を指導するとともに理論についての研修を行う。また世論ならびに世論調査の調査方法について研究の方針を決定して組織的な研究を行わせる。一つの調査の調査責任者となり、その調査全般について監督を行い、機関の運営会議に出席し、人事・予算等の業務運営計画に関する審議に参與することもある。

この職級に含まれる3級世論調査員は、調査の大綱方針について指示され、行つた事務の結果について報告するが、業務の遂行に当つて技術的監督を受けることはない。

4級　世　論　調　査　員　　7208—4

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、世論調査における予備調査、本調査、調査員の訓練等の業務についての具体的な計画の原案を作成し、部下が行う業務を監督するとともに自らも実施することを職務とするすべての官職を含む。

4級世論調査員は、世論調査の調査目的・調査項目等を説明して部下に作成させた調査質問文案および調査表様式等の原案を検閲し、さらに予備調査の結果を検討してその具体案を作成する。決裁を得た調査票・調査主題解説書ならびに実施心得を印刷工場に回付し校正の責任をもつ。調査に当つては標本抽出部門から提出された対象地域に対し通達を行わせ、下級世論調査員の割振りを行うとともに現地におもむいて関係機関と便宜の供與等について折衝し、下級世論調査員および調査員が行う面接調査の監督に当るとともに自らも面接調査を行う。調査実施計画会議には3級世論調査員に従つて出席し、調査の方法について、質問文案を作成する立場から意見を述べることもある。上級世論調査員から指示された課題または自ら選定した課題について、社会心理学的知識に基き調査票の質問文形式等について研究を行う。

4級世論調査員は、調査実施計画に基き、年間における世論調査の内容・地域等を考慮のうえ下級世論調査員に細目を示し、現地において使用する調査員の指導および使用の計画案を作成させ検討を行つて決定する。それに従つて地方の連絡員に対し必要とする資格、人員等を連絡して調査員の選定を依頼する。調査に当つては調査員を集めて調査の趣旨、内容の要領を具体的に説明するとともに、調査員の能力を判定して適当な人材を使用する。調査期間中調査員を監督して調査方法の可否について検討し、不良の場合には再調査を行わせる場合もある。また教育内容・指導要領の概略を下級世論調査員に説明して訓練に関する資料を作成させ、面接技術等の特別訓練を実施するとともに年令別・性別等による調査員に関する偏向性等について研究を行う。

4級世論調査員は、世論調査において自由解答式質問を行う場合、下級世論調査員に大略の方法を示して多種多様な回答を主題および質問項目の趣旨に応じて一定数の型に分類、整理させる。下級世論調査員が提出した原案を社会学等に関する豊富な知識に基いて検討し、記牒(きちよう)表の作成を行う。記牒(きちよう)表については個人の主観によつていろいろの判断を下さぬよう解釈を統一し、下級世論調査員に記入手続を説明したうえで仕事を割り当てて記牒(きちよう)を行わせ、また常時記牒(きちよう)に関する下級世論調査員の疑問については自己の判断によつて指示する。また調査実施計画会議に出席して意見を述べることもある。記牒(きちよう)された調査票については点検を行つて誤りを指摘し、修正させた上で一括して製表部門へ回付させる。

4級世論調査員は、世論調査実施部門が主題に応じて調査の企画・実施を行う際にただちに利用できるよう、部下に分類体系等の要点を示して、政府機関・地方公共団体・新聞社等が行つた世論調査の報告書、あるいは各種文献・図書・雑誌・統計資料等を収集させ、分類カードを作成させて整理を行わせる。特に重要な社会問題について、新聞等に統計結果が記載されているときは、必要なところを指摘し収集・整備させて資料の充実をはかる。世論調査の主題に対する各省庁の要望を聴取するための連絡会議において、調査目的・調査項目等にいかなる主旨を含ませるか等調査内容について討議し、意見を調整する。各省庁の要望については具体的な資料の提出を求め、下級世論調査員に要点を指示して要望に対する関係資料の整備を行わせる。外部からの世論調査に対する質問・問合せに対して解答を行い、また他官庁独自で行う世論調査については技術的指導を行つて援助し、その実施について関係当局の了解を求めるための折衝を行う。世論調査普及のため、調査方法、調査の正確性・妥当性等について新聞・雑誌に論文を寄稿する。

この職級に含まれる4級世論調査員は、調査の方針・方法等について指示を受け、調査内容を報告して検閲を受けるが通常の仕事については自己の判断によつて遂行する。

5級　世　論　調　査　員　　7208—5

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、世論調査の部分的な事項を立案し、予備調査・本調査および臨時調査員の訓練または記牒(きちよう)の業務等を実施することを職務とするすべての官職を含む。

5級世論調査員は限られた範囲について各種の調査質問文案および調査形式を行い、4級世論調査員に助言を行う。予備調査に当つては程度が適当か、順序が整然としているか等と、個個の質[問]についてだけでなく調査自体について、その妥当性を検討し、大規模に実施する価値があるかどうか、調査に要する経費はどのくらいであるか等と検討して報告する。また本調査の際は現地においで抽出されている対象者を吟味した後、臨時に雇用した調査員に対し世論調査の基礎理論・技術についての諸注意を説明し、十分に練習を行わせた後調査に当らせ、調査が円滑に行われるように関係機関または団体の責任者と連絡をとる。その他自ら面接調査を行うほか、調査結果について資料を分析するとともに、絶えず調査技術の向上をはかるため内外調査報告書や文献を研究する。

5級世論調査員は、4級世論調査員の指導のもとに、収集された自由解答式調査票のうちから一部を抽出し、多種多様な解答を一定数の型に分類して記牒(きちよう)表の原案を作成し、4級世論調査員に提出する。また記牒(きちよう)する項目と順序とについて指示を受け、分担した調査[illegible]該当項目を読み、記牒(きちよう)表を参照しながらどの型に相応するか判断して調査票に対応する番号を記入する。記牒(きちよう)に際し疑義が生じた場合には、4級世論調査員に指示を仰ぐ。[illegible]には臨時調査員に対して記牒(きちよう)を指導し記牒(きちよう)された調査票を点検する。

この職級に含まれる5級世論調査員は仕事の内容・方法について具体的な指示を受けるが、日常的な業務の遂行に当つては別段の指示を受けない。

用語の定義

記牒(きちよう)　世論調査における自由回答式質問に対する回答を、調査目的に応じて定められた分類基準に従つて、一定数の型に分類すること。

吹奏楽職種ならびに1級吹奏楽員職級、2級吹奏楽員職級、3級吹奏楽員職級および4級吹奏楽員職級を新設し、職種の定義および職級明細書〔吹奏楽〕を次の通り定める。

職種の定義および職級明細書　〔吹奏楽〕

職種の名称および記号		職群名
吹奏楽	7210	学芸
職級の名称および記号		
1級	吹奏楽員	7210—1
2級	吹奏楽員	7210—2
3級	吹奏楽員	7210—3
4級	吹奏楽員	7210—4

職種の定義

この職種は、木管楽器・金管楽器・打楽器による吹奏楽の演奏に関する業務について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職級明細書

1級　吹　奏　楽　員　　7210—1

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、指揮者として、吹奏楽の演奏に関する業務全般について下級吹奏楽員等を監督することを職務とするすべての官職を含む。

1級吹奏楽員は、吹奏楽の演奏に関する業務計画の樹立、諸規約の決定等音楽隊運営に関する諸計画をたて、その実施を監督する。また、古典から現代に至る各種楽曲の演奏技術の指導、音楽に関する学科教育、情操教育および体育指導をする。演奏に際しては、演奏曲目の選定、楽器・人員の編成等を行い、自ら吹奏楽の演奏を指揮する。また、楽器・楽譜の出納・保管および人事の管理を行い、部外の音楽団体等との折衝に当る。必要に応じて作曲・編曲を行う。

この職級に含まれる1級吹奏楽員は、広報業務の責任者等から人事・予算の編成および外部からの派遣演奏要請に対する許否について指示を受けるが、演奏に関する業務全般については自らの判断で処理し、結果の報告を行う。

2級　吹　奏　楽　員　　7210—2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、1級吹奏楽員の業務を補佐し、下級吹奏楽員に対して音楽理論および演奏技術の指導等を行うことを職務とするすべての官職を含む。

2級吹奏楽員は、下級吹奏楽員の技術向上のため音楽概論、和声学(かせいがく)・音楽史等の音楽に関する学科教育および行進訓練・体育訓練等の指導を行う。分奏訓練の場合は各楽器の総括指導を行い、時として練習演奏の指揮をとることもある。合奏訓練および公開演奏に際しては楽器を受け持ち吹奏楽の演奏を行う。

この職級に含まれる2級吹奏楽員は、上級吹奏楽員から練習曲目、練習方法等に関して指示を受けるが、特殊な場合を除き演奏に関する実技の指導は受けない。

3級　吹　奏　楽　員　　7210—3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)1群の下級吹奏楽員の演奏について実技の指導を行うとともに自らも楽器を演奏し、または(2)吹奏楽の演奏中において楽器の独奏を行うことを職務とするすべての官職を含む。

3級吹奏楽員は、数種類(通常2～4種類程度)の楽器によつて構成された1群(通常3～5名程度)の下級吹奏楽員の指導者として吹奏楽演奏の一部門を受け持ち、各個演奏訓練の場合は担当各楽器について個人指導を行い、諸種の楽曲の予習・復習および音程・音階の練習を行つて個人技術の向上をはかる。合奏訓練・公開演奏に際しては、一部門を主導して吹奏楽の演奏を行う。また担当楽器の手入および写譜等を行う。

3級吹奏楽員は、各個演奏訓練・合奏訓練等を行い演奏技術の習熟に努める。合奏訓練・公開演奏中はクラリネット・コルネット等の吹奏楽器の独奏を行う。

この職級に含まれる3級吹奏楽員は、上級吹奏楽員から音楽に関する学科の習得について指導を受ける。また、特に困難な演奏技術についての指導を受けることもあるが、通常の演奏については実技の指導を受けない。

4級　吹　奏　楽　員　　7210—4

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、吹奏楽の演奏を行うことを職務とするすべての官職を含む。

4級吹奏楽員は、通常木管楽器・金管楽器・打楽器の各種楽器のいずれか一つの演奏者として、訓練計画に基き音楽概論・和声学(かせいがく)・音楽史等の音楽に関する学科の習得に努め、各個演奏訓練によつて諸種の楽曲の予習・復習および音程・音階の練習を行い、演奏技術の基礎を作る。体育訓練・情操訓練によつて体力・人格を練磨し、合奏訓練によつて演奏技術の向上をはかる。公開演奏に際しては、通常1種類の楽器を受け持ち1級吹奏楽員の指揮に従つて演奏を行う。また、楽器の手入および写譜を行う。

この職級に含まれる4級吹奏楽員は、上級吹奏楽員から音楽に関する学科の習得について指導を受け、困難なあるいは新しい曲目の練習に当つては実技の指導を受ける。

航路標識管理職種ならびに1級航路標識管理員職級、2級航路標識管理員職級、3級航路標識管理員職級、4級航路標識管理員職級および5級航路標識管理員職級を新設し、職種の定義および職級明細書〔航路標識管理〕を次の通り定める。

職種の定義および職級明細書　〔航路標識管理〕

職種の名称および記号		職群名
航路標識管理	9408	行政
職級の名称および記号		
1級	航路標識管理員	9408—1
2級	航路標識管理員	9408—2
3級	航路標識管理員	9408—3
4級	航路標識管理員	9408—4
5級	航路標識管理員	9408—5

職種の定義

この職種は、各種の航路標識について、設置・改廃の企画または許認可、業務規定の制定・改廃、業務の監査、公示事項の立案、および内外の航路標識の運用に関する調査研究等、航路標識の管理運営に関する業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

昭26.11.13.　第7455号

説明事項

次にかかげる官職は、すべてこの職種に含まれる。

(1) 航路標識の設置・改廃について、地形・海象・交通量・遭難状況等を調査したりこれに基いて企画・立案する官職

(2) 各航路標識の現況を調査し、航路標識表を作成する官職

(3) 航路標識の現況を周知・宣伝するための資料・原稿を作成する官職

(4) 航路標識の異変についての問合せに回答し、または公示事項の原案を作成する官職

(5) 燈台用物資の需給配分計画の立案・指示された内容に従つて公示・斡旋方法の変更についての告示

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1)の 燈台用物資の需給配分計画の立案・指示された内容に従つて公示・斡旋方法の変更についての告示　(航路標識管理員)

(a) もつぱら、航路標識に関する種類別基数、統計、原因別・光源別事故統計等の統計表を作成する官職　(一般事務職種)

(2) 作成された原稿に基いて同知宣伝を行いまたはその手続を進める官職　(一般事務職種)

(3) 航路標識の設計、工事の監督、艤装の修理、電波の偏向の測定等を行う官職　(建築職種・機械職種)

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1)の 燈台用物資の需給配分計画の立案・指示された内容に従つて公示・斡旋方法の変更についての告示　(航路標識管理員)

(a) もつぱら、航路標識に関する種類別基数、統計、原因別・光源別事故統計等の統計表を作成し、抜術的な調査ないしは、分析を行わない官職　(一般事務職種)

(2) 作成された原稿に基いて同知宣伝を行いまたはその手続を進める官職　(一般事務職種)

(3) 航路標識の設計、工事の監督、艤装の修理、電波の偏向の測定等を行う官職　(建築職種・機械職種)

(4) 航路標識において燈火の保守、無線標識の運用に当る官職　(航路標識運用職種)

(5) 燈台業務用物品の配給および運航の計画を立てることを職務とする官職　(配船業務職種)

職級明細書

1 級　航路標識管理員　9408—1

職級の特定

この職級は、一般管理的指示のもとに、全国にわたる航路標識の設置・運営・管理および、これに附随する施設の整備に関する業務全般を監督することを職務とするすべての官職を含む。

1 級航路標識管理員は、全国航路標識の管理・運営を行う部局の長として、日本近海に設置されている航路標識および附属施設の設置・改廃・管理・整備およびこれに附随する物資の需給配分計画、職員の配置計画等に関する業務全般を監督する。下級航路標識管理員に対し、航路標識に関する新設・改廃・管理方式の企画、法規の制定・改廃、公示業務、外部団体の指導、または燈船・燈質の改良等について、業務計画の基本方針を指示して立案実施させ、結果について報告を受け、政策の基本方針に基いて最終的に検討し、調整を行う。地方公共団体・民間団体から提出される航路標識に関する陳情・希望等を総取するとともに、船舶航行の実状、漁業の状況等を考慮し、官設・公営の各種航路標識の新設・改廃の計画について最終的に決裁する。海上保安に関する最高幹部会議に出席して所管事項について意見をのべて業務の方針を決定し、管区機関の航路標識の、管理・運営に関する部局の長によつて構成される幹部会議等を主催して海上保安行政の基本方針に関する最高幹部会議の決定事項について指示説明するとともに、業務の批判・検討、連絡調整を行う。また、航路標識の改良発達をはかるために技術的研究を促進し、現地におもむいて関係機関の意見を聴取して業務運営・服務状況等を監督する。国会における政府委員として、航路標識に関して説明する。

この職級に含まれる1級航路標識管理員は、政策上の基本方針について大綱を指示され、法規の制定・改廃等の重要事項については報告を行い、指示または決裁をうけるが、通常の業務に関しては最終的に決定し、処理する。

2 級　航路標識管理員　9408—2

職級の特定

この職級は、一般的指示のもとに、(1)全国にわたる航路標識の設置・改廃の企画、および管理・運営に関する業務を監督し、または(2)数府県にわたる管区機関の航路標識の管理・運営・整備に関する業務全般を監督することを職務とするすべての官職を含む。

2 級航路標識管理員は、全国航路標識および附属施設に関し、管区機関を通して提出される業務報告、事故報告等を検閲してその現況を把握し、航路標識の設置・改廃、運用方法、管理方式等について基本方針を立て、下級航路標識管理員に指示して企画立案させる。航路標識の新設・改廃または公設航路標識の国営移管について、審査上の利便、運航能率・海難発生状況、議会における請願関係等を総合的に検討して原案を作成し、1級航路標識管理員の決裁を受ける。また、内外国の航路標識等の管理・運用の方式について調査研究し、法規の制定・改廃に関して立案を指導し、航路標識の管理・運用を円滑にするための対策を立てる。航路標識の事故、運営方法の変更についての告示事項の立案、ならびに航路標識業務の紹介・宣伝に関する文書の起案を監督する。

2 級航路標識管理員は、数府県にわたる航路標識令般と運営管理する部局の長として、管下航路標識の運営、設置・改廃の企画調査および財団的に航路標識施設の建設・修備に関する業務全般を監督する。下級航路標識管理員に対し、航路標識の設置・改廃・管理方式の企画、法規の制定・改廃、公示業務、外部団体の指導、または燈船・燈質の改良等について、業務計画の基本方針を指示して立案実施させ、結果について報告を受け、政策の基本方針に基いて最終的に検討し、調整を行う。地方公共団体・民間団体から提出される航路標識の新設・改廃または公設航路標識の国営移管について調査し、意見および必要性について調査させ、計画の基本方針を指示して立案させる。また、地方公共団体・民間団体から提出された陳情、希望等を総取して総合的に検討し、結論を得たものについては中央機関に進達する。各航路標識から事故、業務の変更について報告を受け、告示事項と異なるものについては、その原因を調査させ、事故防止に関して指示を與えて処理要項を決定させるとともに、公示事項の立案を指導し、結果を検閲して関係部局に連絡させる。

この職級に含まれる2級航路標識管理員は、航路標識の新設・改廃、外国官庁との連絡折衝等に関しては指示をうけるが、日常の業務は専決処理を許され、結に検閲されることはない。

3 級　航路標識管理員　9408—3

職級の特定

この職級は、一般的監督のもとに、(1)全国の航路標識の管理・運営に関する業務について上級航路標識管理員を補佐し、または管区機関内における官設・公営の各種航路標識の管理運営に関する業務を監督することを職務とするすべての官職を含む。

3 級航路標識管理員は、航路標識の運用に関する内外国の法規、国際水路会議における決定規約、海事法規、各国の航路標識の現況等を調査研究し、航路標識関係法規および、業務規定の制定・改廃等、航路標識の管理・運営業務について、上級航路標識管理員を補佐する。航路標識法・船舶通報規則・船舶通航制限信号規程等の制定・改正に当つては、下級航路標識管理員の調査結果に基いて、全国航路標識の運営状況を検討し、法規が適正に施行されているか、現行法の改正の必要があるか否かについて研究し、不備な点、改正を必要とする点があつたならば、部内各方面または、関係省庁と折衝し、必要な場合には外国官庁と連絡して指示または助言を求めて立案し、上級航路標識管理員に報告する。業務規定の立案に当つては、全国航路標識現場の業務状況の調査結果に基いて、下級航路標識管理員に詳細な指示を與えて業務規定の原案を作成させ、その結果を総合的に検討して上級航路標識管理員の決裁を受ける。部内における法令審査の委員として関係法規に関して意見を述べ、相互の連絡調整を行う。

3 級航路標識管理員は、数府県にわたる管轄区域内の各種航路標識の新設・改廃を必要とする箇所の選定について、下級航路標識管理員にその必要性、施設の態様性等の調査上の意見と、なる事項を指示して調査させ、具体的な計画を作成させてその結果を検討し、また公設・私設の各航路標識の設置・改廃または国営移管に関する諮問等を処理し、その必要性を立証する各種書類を作成するとともに、下級航路標識管理員にその実施を調査させて結果を総合的に検討し、上級航路標識管理員に報告する。各航路標識から提出される業務報告書を整理総括して業務全般の運営状況を明らかにし、下級航路標識管理員の調査結果に基いて運営上不備な点について指示を與えて

ついての基本方針を立て、下級航路標識管理員に指示して企画立案させる。航路標識の新設・改廃または公設航路標識の国営移管について、審査上の利便、運航能率・海難発生状況、議会における請願関係等を総合的に検討して原案を作成し、1級航路標識管理員の決裁を受ける。また、内外国の航路標識等の管理・運用の方式について調査研究し、法規の制定・改廃に関して立案を指導し、航路標識業務運営を円滑にするための対策を立てる。航路標識の事故、運営方法の変更についての告示事項の立案、ならびに航路標識業務の紹介・宣伝に関する文書の起案を監督する。

2 級航路標識管理員は、数府県にわたる航路標識令般と運営管理する部局の長として、管下航路標識の運営、設置・改廃の企画調査および財団的に航路標識施設の建設・修備に関する業務全般を監督する。管設・公設の各航路標識業務の運用状況について各航路標識から提出される業務報告、統計報告、燈船気象通報、浮標の位置測定報告その他の諸報告書を審査し、業務の執行状況を検討し、下級航路標識管理員を指示して、各航路標識が定められた基準・方針に従つてたえず正規の機能を発揮するように監督させるとともに、自らも現地におもむいて燈火の保守、艤装の修理、職員の服務等の状況について観察する。下級航路標識管理員に航路標識の新設・改廃または公設航路標識の国営移管に関し、依託および必要性について調査させ、計画の基本方針を指示して立案させる。また、地方公共団体・民間団体から提出された陳情、希望等を総取して総合的に検討し、結論を得たものについては中央機関に進達する。各航路標識から事故、業務の変更について報告を受け、告示事項と異なるものについては、その原因を調査させ、事故防止に関して指示を與えて処理要項を決定させるとともに、公示事項の立案を指導し、結果を検閲して関係部局に連絡させる。

この職級に含まれる2級航路標識管理員は、航路標識の新設・改廃、外国官庁との連絡折衝等に関しては指示をうけるが、日常の業務は専決処理を許され、結に検閲されることはない。

3 級　航路標識管理員　9408—3

職級の特定

この職級は、一般的監督のもとに、(1)全国の航路標識の管理・運営に関する業務について上級航路標識管理員を補佐し、または管区機関内における官設・公営の各種航路標識の管理運営に関する業務を監督することを職務とするすべての官職を含む。

3 級航路標識管理員は、航路標識の運用に関する内外国の法規、国際水路会議における決定規約、海事法規、各国の航路標識の現況等を調査研究し、航路標識関係法規および、業務規定の制定・改廃等、航路標識の管理・運営業務について、上級航路標識管理員を補佐する。航路標識法・船舶通報規則・船舶通航制限信号規程等の制定・改正に当つては、下級航路標識管理員の調査結果に基いて、全国航路標識の運営状況を検討し、法規が適正に施行されているか、現行法の改正の必要があるか否かについて研究し、不備な点、改正を必要とする点があつたならば、部内各方面または、関係省庁と折衝し、必要な場合には外国官庁と連絡して指示または助言を求めて立案し、上級航路標識管理員に報告する。業務規定の立案に当つては、全国航路標識現場の業務状況の調査結果に基いて、下級航路標識管理員に詳細な指示を與えて業務規定の原案を作成させ、その結果を総合的に検討して上級航路標識管理員の決裁を受ける。部内における法令審査の委員として関係法規に関して意見を述べ、相互の連絡調整を行う。

3 級航路標識管理員は、数府県にわたる管轄区域内の各種航路標識の新設・改廃を必要とする箇所の選定について、下級航路標識管理員にその必要性、施設の態様性等の調査上の意見と、なる事項を指示して調査させ、具体的な計画を作成させてその結果を検討し、また公設・私設の各航路標識の設置・改廃または国営移管に関する諮問等を処理し、その必要性を立証する各種書類を作成するとともに、下級航路標識管理員にその実施を調査させて結果を総合的に検討し、上級航路標識管理員に報告する。各航路標識から提出される業務報告書を整理総括して業務全般の運営状況を明らかにし、下級航路標識管理員の調査結果に基いて運営上不備な点について指示を與えて

航路標識管理員に指示して調査させ、未登録のものについては許可申請の手続をとらせるとともに、各航路標識から運航状況報告、漂海・水路・燈浮等の現況報告を受け、その現況をは握して内外航路標識利用者に対する広報文書を起案させ結果を検討する。

この職級に含まれる4級航路標識管理員は、業務計画の基本方針に関し指示を受けるが、定められたわくの中で行う立案・調査・文書の起案等は、自らの判断で実施し結果について検閲または決裁を受ける。

5 級　航路標識管理員　9408—5

職級の特定

この職級は、細部的監督のもとに、(1)航路標識の設置・改廃に関する立案・研究、(2)航路標識表の作成および広報文書の起案、(3)航路標識業務運営の監査、(4)公示事項の立案、(5)船路標識の現況調査等の業務を行うことを職務とするすべての官職を含む。

5 級航路標識管理員は、官設航路標識に関し、周辺の地形、気象、海象、船舶交通量、附近の航路標識の明弧の範囲、光達距離、設置状況を調査して、設置の必要性を検討しまた地方公共団体・民間団体等から航路標識の設置許可申請があつた場合には添図上に示された位置図、周辺の実測図、航路標識施設の設計図面、告示要項書、用品調書等の関係書類を吟味し、航路標識およびその他の航標関係法規を参照して設置の必要性を検討し、結果を上級航路標識管理員に報告する。また公設航路標識の利用状況、重要性に関して調査検討し、報告するとともに、決定したものについて国営移管の手続を行う。航路標識の新設・廃止・変更・移管のあつたものについて調査し、告知・通報等について検討をとり、これに基いて原簿の記載事項を訂正する。

5 級航路標識管理員は、告示・原簿および実地に行つた調査の結果に基いて、航路標識の位置・構造・性能・その他利用上の諸規約に関するあらゆる要目を整理し、一定の型式にまとめて世界各国の航海者の利用に供しうるよう和英両文で記載した航路標識表を作成する。このため内外の航路標識・水路に関する法規・慣行・規約および航路標識表を比較研究し、正確かつ簡便な記載方法を研究し、国際的慣行に即した様式・内容を決定する。航路標識の現況について、船性、海上の安全、海難防止、運営上の重要性、および運営状況、整備状況、復旧状況等に関する資料を収集して内外に対する広報・宣伝文書を起案する。

5 級航路標識管理員は、航路標識の構造・機能の特性および周辺地域の気象条件・海象条件の特徴を研究して、もつとも効果的能率的な運営方法を研究し、これに基いて業務の運営取法・管理方法の改善について研究する。公設航路標識について燈器の取扱い、維持運用の状況を調査して、常に定まつた業務上の規定・法令に従つて行われているか否かを監査し、また正規の機能を発揮するように指導監督を行うとともに、公設航路標識の管理者から提出される要望・陳情等を聴取して実施の方策を研究する。

5 級航路標識管理員は、航路標識の新設・改廃または、現状に変更があつたとき、その航路管区機関から送当航路標識の名称・位置・塗色・構造・燈質・光力・光達距離・附弧の範囲ならびに設置者・設置年月日等について詳細な報告を受け、国際上の慣例、海図、航路誌等を対照して公示事項を起案する。また、燈火の位置の移動、燈火の消失その他の異変に関する報告を受けた場合は、航路標識現況簿・経歴簿・航路標識現況表等と対照して公示の要否を検討し、成案を得たものについて上級航路標識管理員に提出する。

5 級航路標識管理員は、担当沿岸区域の航路標識に関して指示された方針・要目に従つて燭光数(しょっこうすう)・明弧・光達距離・塗色・燈質・燈高および霧航交通路・海難発生状況等を調査して該当する航路標識の配置、整備の優先順位等を検討し、上級航路標識管理員に報告する。

5 級航路標識管理員は、担当沿岸区域の航路標識に関して指示された方針・要目に従つて燭光数(しょっこうすう)・明弧・光達距離・塗色・燈質・燈高および霧航交通路・海難発生状況等を調査して該当する航路標識の配置、整備の優先順位等を検討し、上級航路標識管理員に報告する。

4 級航路標識管理員は、管下の公共団体・民間団体から航路標識の設置・改廃の許可申請があつた場合または、国費による新設・改修の計画があつた場合には、下級航路標識管理員に調査要目の大綱を指示して、周辺の地形・構造・費用・航行船舶数等を調査させ、その資料をとりまとめて提出されたい。手続上の誤の有無について関係法令を参照して検査し、不備な点は現地におもむいて総合的に検討し、申請書の記載が事実と合致しているか否かを確かめ、自らの意見を付して、上級航路標識管理員に報告する。

昭26.11.13. 第7455号

この職級に含まれる５級航路標識管理員は、計画立案の方針、公示事項、調査方法等について詳細な指示を受けて業務を行い結果を検閲される。

用語の定義

航路標識　灯光・形象・彩色・音響・電波等の手段により沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台・灯標・立標・浮標・霧信号所・無線方位信号所その他の施設をいう。

—6—

航路標識表　航路標識の名称、看守人の有無、所在地、位置（緯度、経度）、灯質、しよく光数、光源の種類、等級、光達距離、灯高、構造、霧信号の吹鳴周期、電波標識における標識局、探知局の区別、呼出符号、発射電波の種類、測定区域電力、電波の発射時間および一般記事として設置年月日、設置者名、点灯時間、船舶通過数の有無等について航海者の便に供するために一目りようぜんと表にまとめたもの。

—7—

地方自治事項

〇島根県

◉**県議会**　十一月十六日臨時県議会を招集する。

総理府公告

◉**公益事業委員会公告（第十七号）**

公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第六十条第一項第二号の規定による聴聞を左記の通り行う。

昭和二十六年十一月十三日　公益事業委員会委員長　松本烝治

記

件名	事案の要旨	聴聞の期日	聴聞の場所
一、関西電力株式会社申請供給施設概要の変更	春日出第一発電所及び今津発電所を廃止する。	昭和二十六年十一月二十七日午前十時三十分	大阪市東区瓦町一丁目十四番地財団法人近畿生産電力協会事務所内
二、同右	尼崎第二発電所に汽罐（蒸発量二〇〇屯毎時）二個を増設する。	右終了後	同右

備考

本聴聞に関し、公益事業委員会聴聞及び異議申立規則（昭和二十六年五月公益事業委員会規則第十一号）により公益事業委員会又は聴聞の議長宛提出する書類はすべて当委員会事務局大阪支局に提出されたい。従つてこれらの文書はすべて当委員会事務局（東京都中央区銀座東七丁目五番地）においては受理しない。

法務府公告

〇工場財団

東京都港区赤坂溜池町三〇番地四昭和電工株式会社より当庁登記第五四号工場財団に対し川崎市大川町一三番地三同社川崎大川町工場に属する機械器具及工作物に対し新に工場財団に属すべきものとして追加に依る工場財団目録記載変更登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、右財団に属すべきものの目録は当庁に備付けあり関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十一月十三日　横浜地方法務局川崎出張所

大阪市福島区海老江下三丁目五十番地秋山護謨株式会社から堺市吾妻橋通り二丁目一番地ノ一外十六筆所在の同社堺工場に属する土地、建物、機械器具並に工作物に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十一月十三日　大阪法務局堺支局

愛知県一宮市両郷町一丁目六番地東海レイヨン株式会社より愛知県宝飯郡塩津村大字竹谷字中野一番の一、同所字松本二番の一、十六番の一東海レイヨン蒲郡工場に属する建物機械器具等に対して工場財団組成の為其財団に付き所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内に其権利を当庁に申出られたい。

但し右財団に属するものの目録は当庁に備付けあり関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十一月十三日　名古屋法務局蒲郡出張所

大蔵省公告

〇証票無効

一、検査章

昭和二十五年四月一日交付第五〇号一葉

本郷税務署在勤大蔵事務官佐藤昭名義の分

昭和二十六年七月三十一日亡失

一、国税滞納者財産差押証票

昭和二十六年一月一日交付第四号一葉

横浜南税務署在勤大蔵事務官多胡三郎名義の分

昭和二十六年八月十三日亡失

一、国税滞納者財産差押証票

昭和二十六年三月一日交付第一九号一葉

下谷税務署在勤大蔵事務官大坊潔名義の分

昭和二十六年八月十五日亡失

一、収税官吏章

昭和二十六年四月十四日交付第七号一葉

東金税務署在勤大蔵事務官戸村昭名義の分

昭和二十六年九月八日亡失

一、国税滞納者財産差押証票

昭和二十六年一月十三日交付第八号一葉

大月税務署在勤大蔵事務官雨宮清名義の分

昭和二十六年十月四日亡失

一、検査章

昭和二十六年五月二十四日交付第九一号一葉

京橋税務署在勤大蔵事務官松崎邁夫名義の分

昭和二十六年十月八日亡失

右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。

昭和二十六年十一月十三日　東京国税局

一、検査章

昭和二十四年十一月二十二日交付第七三号一葉

高崎税務署在勤大蔵事務官高橋勇守名義の分

昭和二十六年十月五日亡失

右亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。

昭和二十六年十一月十三日　関東信越国税局

一、国税滞納者財産差押証票

昭和二十四年九月二十四日交付第七四号一葉

八尾税務署在勤大蔵事務官山中邦彦名義の分

昭和二十六年九月十三日亡失

一、収税官吏章

昭和二十四年九月二十四日交付第二〇号一葉

八尾税務署在勤大蔵事務官山中邦彦名義の分

昭和二十六年九月十三日亡失

一、収税官吏章

昭和二十六年六月十一日交付第一六号一葉

八尾税務署在勤大蔵事務官安田正次郎名義の分

昭和二十六年九月二十八日亡失

右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。

昭和二十六年十一月十三日　大阪国税局

一、収税官吏章

昭和二十四年九月二十四日交付第一四一号一葉

仙台北税務署在勤大蔵事務官鈴木輝雄名義の分

昭和二十六年十月十八日亡失

右亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。

昭和二十六年十一月十三日　仙台国税局

一、検査章

昭和二十四年九月七日交付第三二号一葉

宇治山田税務署在勤大蔵事務官伊豆文司名義の分

昭和二十六年九月二十二日亡失

右亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。

昭和二十六年十一月十三日　名古屋国税局

一、収税官吏章

昭和二十六年一月一日交付第八号一葉

高岡税務署在勤大蔵事務官正村辰男名義の分

昭和二十六年十月六日亡失

右亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。

昭和二十六年十一月十三日　金沢国税局

運輸省公告

〇運輸審議会主催公聴会開催公告

運輸審議会は運輸省設置法第十六条により公聴会を次のように開催する。

一、事案　次の通運事業経営の免許取消について

(1)共同荷扱所鶴見善五郎（古河駅）

(2)北組北治一（富高駅、南延岡駅）

(3)横内組横内猛（東小倉駅）

二、日時　昭和二十六年十一月二十九日十三時から

三、場所　東京都千代田区丸の内運輸省運輸審議会会議室（四階）

四、司会者　運輸審議会会長木村隆規

五、公述手続　本件に関し公述を希望する者は、十一月二十七日までに公述要旨、住所氏名、年令、職業を記載した書面を運輸大臣官房審理課に提出して申込まれたい。

昭和二十六年十一月十三日　運輸省　運輸審議会

裁判所公告（●印は新料金）

〇除権判決

●久留米市大石町千歳通三九八番地の二　申立人　星子憲一

右申立人の申立に依る昭和二十六年（ヘ）第二号公示催告申立事件について当裁判所は左の通り判決する。

主文

左記証券は無効とする。

証券の表示

一、別紙目録記載の通り。

右申立人の申立に依り右証券について当裁判所は昭和二十六年一月二十一日公示催告を為した処其の公示催告期日たる昭和二十六年八月二十四日午前九時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから右申立人の申立により主文の通り宣言する。

昭和二十六年八月二十九日　福岡簡易裁判所　裁判官　津田猛哉

（別紙）証券目録

西日本鉄道株式会社株式一千株

内訳

株券記号番号　ほ丁自第四七四七号至第四七四八号百株券二枚

一株額面　五十円全額払込済

発行年月日　昭和二十三年四月三十日

発行者　西日本鉄道株式会社取締役社長野中泰三

株券名義人　星子憲一

株券記号番号　へ乙自第一〇三七号至第一〇四〇号五十株券四枚、へ丙自第一一八二七号至第一一八二九号百株券三枚、へ丙自第三三一九〇号至第三三一九二号百株券三枚

一株額面　五十円全額払込済

発行年月日　昭和二十三年十一月三十日

発行者　前同上

株券名義人　前同人

●**昭和二十五年（ヘ）第一号**

宮崎県都城市三八九四番地　申立人　阪本栄次

別紙目録表示の証書に付申立人の申立に依つて公示催告を為した処昭和二十六年八月二十九日午前十時の期日迄に権利を届出且右証書を提出するものがないので申立に依り右証書の無効を宣言する。

昭和二十六年八月二十九日　都城簡易裁判所　裁判官　小西信三

（別紙）目録

一　貨物引換証　一通

品名　下駄鼻緒箱入二個三十八延

発送地　三重県桑名郡深谷村森豊一

荷受人　都城市姫城町阪本栄次商店

発行日附、番号　昭和二十五年五月二日、第九七一一一号

価格金　金九千七百円

到着地　日本通運株式会社都城支店

発行者　日本通運株式会社桑名支店　支店長後藤伝助

●**昭和二十五年（ヘ）第九号**

山形県東置賜郡中川村大字元中山百四十六番地　申立人　中川村農業協同組合　右代表者理事　鈴木重兵衛　右代理人弁護士　工藤鉄太郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十日　仙台簡易裁判所　裁判官　熊谷精

（別紙）目録

一　株券の種類　東北興業株式会社一株券五枚

株券の額面　金二百五十円

一株の払込額　金五十円（全額払込済）

株券記号番号　甲自第一七八八五号至第一七八八九号

発行年月日　昭和十一年十二月二十日

発行者　東北興業株式会社

株券最終名義人　保証責任中川信用販売購買利用組合

●**昭和二十五年（ヘ）第一〇号**

秋田県由利郡象潟町字二丁目塩越三番地　申立人　象潟町農業協同組合　右代表者理事　佐々木利七　右代理人弁護士　工藤鉄太郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十日　仙台簡易裁判所　裁判官　熊谷精

（別紙）目録

一　株券の種類　東北興業株式会社一株券二十枚、十株券五枚

株券の額面　金三千五百円

一株の払込額　金五十円（全額払込済）

株券の記号番号　甲自第八九四一号至第八九六〇号、乙自第五一一四号至第五一一八号

発行年月日　昭和十一年十二月二十日

発行者　東北興業株式会社

株券最終名義人　象潟町農業会

●**昭和二十五年（ヘ）第七六〇号**

愛知県丹羽郡岩倉町城跡十九番地　申立人　沢田康　右代理人　北村友彦

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年三月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十四日　東京簡易裁判所　裁判官　津村康

（別紙）目録

浦賀船渠株式会社株式五十株券二枚

額面金額　金二千五百円也全額払込済

記号番号　は第一三五七号は第一九三七号

発行者　浦賀船渠株式会社取締役社長堀悌吉

発行年月日　昭和二十七年九月十日

最終名義人　沢田康

●**昭和二十六年（ヘ）第一七号**

申立人　別紙目録記載の通り

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十日　東京簡易裁判所　裁判官　菅野保之

（別紙）当事者目録

名古屋市中区裏門前町一丁目五十二番地　申立人　加藤織太郎

和歌山県海南市日方町一〇六八番地　同　津郡幸男

和歌山県海南市日方町一〇六八番地　右親権者　津郡兵治郎

和歌山県海南市日方町一〇六八番地　申立人　津郡輝

東京都千代田区丸の内一丁目二番地日本工業倶楽部五階松本烝治法律事務所　以上代理人弁護士　下光軍二　右復代理人弁護士　岡田錫淵

（別紙）物件目録

鐘淵工業株式会社株式（発行日昭和十九年二月一日発行者鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾）(イ)一株券（額面五十円）(ロ)十株券（額面五百円）但し

一、名義人　加藤織太郎記番号(イ)甲自第三五六一一号至第三五六一三号(イ)甲自第一五五七二二号至第一五五七二八号(ロ)乙自第〇五五六七号至第〇五五六八号(ロ)乙自第一三〇八二号至第一三〇八三号

二、名義人　津郡幸男親権者津郡兵次郎記番号(イ)い第五六八八〇号(ロ)乙自第二一一九八号至第二一二〇一号(ロ)乙第六二五七二号(ロ)ろ自第八九六九号至第八九七〇号(ロ)ろ第三三四八四号

日本精工株式会社株式（発行日昭和十七年五月一日発行者日本精工株式会社取締役社長高橋是賢）(イ)一株券（額面五十円）(ロ)十株券（額面五百円）(ハ)五十株券（額面二千五百円）全額払込済但し名義人津郡輝記番号(イ)ぬ号甲自第四三一四号至第四三一九号(ロ)ぬ号乙第四二五八号(ロ)ち号乙自第三七七九号至第三七八三号(ハ)そ号丙第一九七三号、ぬ号丙第一八一〇号

●**昭和二十六年（ヘ）第一八号**

東京都世田谷区下代田町六九番地　申立人　岩槻興道

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十一日　東京簡易裁判所　裁判官　大竹緑

（別紙）目録

協立汽船株式会社株式百株券一枚

一株券の額面金額　金五千円也

一株の金額　金五十円也

一株の払込金額　金五十円也

株券発行者　協立汽船株式会社

記番号　丁増ろ第五六〇二号

株券発行年月日　昭和二十四年十二月十五日

最終株主　山一証券株式会社取締役社長小池厚之助

最終所持人　岩槻興道

●**昭和二十六年（ヘ）第一九号**

大阪市東区今橋三の一山一証券株式会社大阪支店内　申立人　篠岡長敏　右代理人　本田実

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十日　東京簡易裁判所　裁判官　菅野保之

（別紙）目録

鐘淵紡績株式会社旧株式一百株券二枚

記号番号　D第七八九五号、D第二三四二一号

一株の金額　金五十円

額面金額　金五千円

払込金額一株に付　金五十円

昭26.11.13.　第7455号

発行者　鐘淵紡績株式会社
最終名義人　高橋貢助
最終所持人　篠岡長敏

●昭和二十六年(ヘ)第二〇号
東京都杉並区天沼一丁目二百十六番地、中央信託銀行寮
申立人　鈴木祐幾
右代理人　新藤良雄

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目録
中央信託銀行株式会社株式一百株券二枚
記号番号　乙第四六六七号、乙第四六六八号
額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也全額拂込済
発行年月日　昭和二十三年九月二十七日
最終株主名義人　鈴木祐幾
株券発行者　中央信託銀行株式会社
取締役社長　樋口浩洋
最終所持人　鈴木祐幾

●昭和二十六年(ヘ)第二二号
東京都千代田区丸の内三丁目一番地
申立人　日本勧業証券株式会社
右代表取締役　下村寛譲
右代理人　小島登喜治

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目録
昭和電工株式会社株式一百株五十株券二枚
株券の記号番号　い乙第七六五号、い乙第七六六号
株券の額面　二千五百円
同社株式一百株十株券十枚
株券の記号番号　ろ甲第七四六一号、自い甲第一四八四六号至い甲第一四八四八号、い甲第九六九一号、い甲第一二七六二号、い甲第一二七六三号、自い甲第二三三二八号至い甲第二三三三〇号
株券の額面　五百円
最終株式名義人　額宮張一
同社株式一百五十株五十株券三枚
株券の記号番号　ろ乙第一三五五号、ろ乙第一六八七号、ろ乙第一六九一号
株券の額面　二千五百円
最終株式名義人　戸田五六
同社株式二百株五十株券四枚
株券の記号番号　ろ乙第七二号、い乙第三三一二三号、い乙第二八五三号、い乙第三三六四一号
株券の額面　二千五百円
最終株式名義人　野村信託株式会社
取締役社長　熊本石造
同社株式五十株十株券五枚
株券の記号番号　は甲第一六五四四号、は甲第一〇四五一号、は甲第六四七七号、ろ甲第一九七五〇号、ろ甲第一九七五一号
株券の額面　二千五百円
最終株式名義人　下川宗七
以上一株の金額　五十円
発行年月日　昭和十四年六月二十三日
発行者　昭和電工株式会社
最終株式所持人　日本勧業証券株式会社大阪支店

●昭和二十六年(ヘ)第二七号
埼玉県川越市六軒町一五一
申立人　金子員也

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目録
日本麦酒株式会社株式一百株券一枚
株券額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也
発行者　日本麦酒株式会社代表取締役柴田清
記号番号　Bに第一九四五六号
最終名義人　金子員也

●昭和二十六年(ヘ)第二九号
申立人別紙目録記載の通り

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて、前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　当事者目録
東京都杉並区高円寺七丁目九八一
申立人　宮田又勝
千葉市稲毛町二丁目三〇
同　高柳友次郎
東京都目黒区上目黒八丁目二六六
同　宇田国栄
同都中央区日本橋兜町一丁目一
同　大東証券株式会社
代表取締役　内田邦夫
武蔵野市吉祥寺八八三
右申立人代理人弁護士　植谷壽秋

株券目録
(一)(二)(三)飯野海運株式会社株式、(一)一百株百株券一枚(二)四百株百株券四枚(三)一百株百株券一枚
額面及拂込　(一)(二)(三)共五千円券全額拂込済
記号番号　(一)は甲第二八九〇三号(二)自は甲第二二九五七号至同第二二九六〇号(三)は甲第一六一七三号
発行年月日　(一)(二)(三)共昭和二十五年一月十日
最終名義人　(一)小坂小十朗(二)高柳友次郎(三)宇田国栄
(四)国策パルプ工業株式会社株式、二百株百株券二枚
額面及拂込　五千円券全額拂込済
記号番号　い内第一三八四一号同第一三八四二号
最終名義人　山一証券株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第三二号
大阪市都島区中野町二丁目九十六番地
申立人　高畑岸三
右代理人　荒井国太郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目録
株式会社千代田銀行株式二百株百株券二枚
額面金額　金五千円
一株の拂込金額　金五十円
記号番号　戊第九〇七五七号、戊第九〇七五八号
発行者　株式会社千代田銀行
発行年月日　昭和二十三年十一月一日
当初株主　高畑岸三
最終株主　高畑岸三
最終所持人　高畑岸三

●昭和二十六年(ヘ)第三三号
東京都墨田区向島須崎町一〇六
申立人　永井重次郎
右代理人弁護士　山口進太郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目録
日清紡績株式会社株式百株券三通
記番号　と丁(イ)二九八三号二九八四号(ロ)八四二六号
一株の金額　金五十円(全額拂込済)
最終名義人　(イ)加藤義光(ロ)山一証券株式会社
最終所持人　永井重次郎

●昭和二十六年(ヘ)第三六号
東京都目黒区上目黒四丁目二一三八番地
申立人　太田一雄

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目録
昭和電工株式会社株式二百株一十株券二十枚
株券の記号番号　(イ)自い甲第三三三〇一号至い甲第三三三〇三号、い甲第四〇〇四二号、い甲第一九四八八号、い甲第一九四八九号、自い甲第一四一四七号至い甲第一四一五〇号(ロ)自ほ甲第四六四六九号至は甲第四六四七八号
株券の額面　五百円
一株の金額　五〇円
発行年月日　(イ)昭和十四年六月二十三日(ロ)昭和十九年六月二十日
発行者　昭和電工株式会社
最終株式名義人　下郡逸男
最終株式所持人　太田一雄

●昭和二十六年(ヘ)第三七号
岐阜県岐阜市美園町四の一
申立人　小塩美子
右代理人　田島譲治
同　伊藤徳次郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目録
日本郵船株式会社百株券五枚
記号番号　Ac第三一四九六、Ac第三一四九七、Ac第三一四九八、Ac第三一四九九、Ac第三一五〇〇
額面　金二万五千円也
一株の金額　金五十円也全額拂込済
発行年月日　昭和二十五年六月一日
最終名義人　小塩美子
株券発行者　取締役社長浅尾新甫

●昭和二十五年(ヘ)第一九号
大分県西国東郡真玉村大字西真玉五千七百九十六番地
申立人　池田国雄
熊本市本山町三百四十番地
岩永彌栄家督相続人
同　岩永小夜
右親権者　岩永莞
別府市北町下八百二十五番地
西村盛男相続人
(相続分三分の一)
申立人　西村ハツ
同所
(相続分三分の二)
同　西村満子
右親権者　西村ハツ

山口県美禰郡大田町大字長登一百九十七番地
大田直太郎家督相続人
申立人　大田政輔
長野市南石堂町一百七十五番戸
光延文成相続人
申立人　光延みゑ
同所
同　光延丈喜夫
佐賀県神崎郡三田川村吉田二千九百四十四番地
同　高取三木子
右各申立代理人　鴨井幸男

別紙表示の株券に付前記申立人の申立に因り公示催告を為したところ昭和二十六年九月十二日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて該株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十二日
倉敷簡易裁判所
裁判官　高橋俊士

（別紙）　目録
池田国雄の分
倉敷紡績株式会社株式一十株（十株券一枚）
株券額面　金五百円也
記号及び番号　和乙第九二号
発行日　昭和十九年十一月一日
最終株主　池田国雄
岩永彌栄の分
倉敷紡績株式会社株式一百株（五十株券二枚）
株券額面　金二千五百円也
記号及び番号　る戊第二七九号、同第二八三号
発行日　昭和十七年四月一日
最終株主　岩永彌栄
西村盛男の分
倉敷紡績株式会社株式五十株（(イ)二十株券一枚(ロ)(ハ)(ニ)一十株券三枚）
株券額面　(イ)金一千円也(ロ)(ハ)(ニ)金五百円也
記号及び番号　(イ)ろ甲第一九一号(ロ)乙第三〇七三号(ハ)は乙第四一〇七号(ニ)と乙第三一四一号
発行日　(イ)大正七年七月二十五日(ロ)大正五年十月一日(ハ)大正八年二月一日(ニ)昭和九年一月一日
最終株主　西村盛男
大田直太郎の分
倉敷紡績株式会社株式一百十六株（(イ)一十株券三枚(ロ)五株券一枚(ハ)(ニ)二十株券四枚(ホ)一株券一枚）
株券額面　(イ)金五百円也(ロ)金二百五十円也(ハ)(ニ)金一千円也(ホ)金五十円也
記号及び番号　(イ)は乙第三八三四号、同第四一七二号、同第四三三九号(ロ)ち丙第四〇〇号(ハ)と甲第二七九号(ニ)ち甲自第八〇号至第八二号(ホ)ち丁第一六八三号
発行日　(イ)大正八年二月一日(ロ)(ニ)(ホ)昭和十三年一月十日(ハ)昭和九年一月一日
最終株主　大田直太郎
光延丈成の分
倉敷紡績株式会社株式五十株（一十株券五枚）
株券額面　金五百円也
記号及び番号　り乙自第四二一六号至第四二二〇号
発行日　昭和十六年八月五日
最終株主　光延丈成
以上各株式の拂込金額　全額拂込済
発行者　倉敷紡績株式会社

●昭和二十五年(ヘ)第二〇号
大阪府豊中市高砂通一の八二木銓二方
申立人　福井孝之
右代理人弁護士　坂本方一

別紙表示の株券に付前記申立人の申立に因り公示催告を為したところ昭和二十六年九月十二日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて該株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十二日
倉敷簡易裁判所
裁判官　高橋俊士

（別紙）　目録
倉敷紡績株式会社株式一百株（百株券一枚）
株券額面　金五千円
拂込金額　全額拂込済
記号及び番号　ゐ巳第一〇八二八号
発行日　昭和二十四年一月二十日
発行者　倉敷紡績株式会社
最終株主　福井孝之

●昭和二十五年(ヘ)第二一号
岡山県児島郡八浜町字大崎千二百十二番地
申立人　山広栄
右代理人　矢野勝

別紙表示の株券に付前記申立人の申立に因り公示催告を為したところ昭和二十六年九月十二日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて該株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十二日
倉敷簡易裁判所
裁判官　高橋俊士

（別紙）　目録
倉敷レイヨン株式会社株式四百株
但し　(イ)十株券十枚(ロ)百株券三枚
額面金額　(イ)金五百円也(ロ)金五千円也
一株の金額　金五十円也
一株の拂込金額　金五十円也
記号番号　(イ)乙一〇一九九、一一三三三、一一三三四、自一一三四〇至一一三四三、一一三四五、一一三四六、一二〇五四(ロ)ほ戊自二九八五七至二九八五九
発行者　倉敷レイヨン株式会社
株券発行年月日　(イ)大正十五年九月十日(ロ)昭和二十四年四月十五日
最終名義人　山広栄

昭和二十五年(ヘ)第四号
東京都杉並区和泉町七三七番地加藤繁造方
申立人　鈴木武夫

別紙目録表示の株金拂込領収証に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月十二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月十二日
神奈川簡易裁判所
裁判官　島津二郎

（別紙）　目録
麒麟麦酒株式会社増資新株拂込領収証一百株分
一株の金額　金五十円（全額拂込済）
一百株分合計金五千円也
番号　第十一号
発行年月日　昭和二十四年五月十三日
発行者　麒麟麦酒株式会社（株式会社千代田銀行名古屋支店扱）
拂込人　鈴木武夫

会社その他の公告

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十月二十五日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月八日
東京都千代田区丸の内二丁目二番地
日羅貿易株式会社
清算人　本重和助
同　伊藤四郎

解散公告（第三回）
当組合は臨時総会の決議により昭和二十六年十月二十三日解散した。当組合に対し債権のある方はこの公告の日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間に申出のないときは清算から除斥されます。
昭和二十六年十一月五日
静岡市葵町四九番地
静岡県煮豆惣菜商工業協同組合
代表清算人　八木嘉助

解散公告（第二回）
当社は昭和二十六年十月二十七日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月十日
東京都港区芝田村町五丁目一八
株式会社ロマンス出版社
清算人　儘田信彦

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年九月三十日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月十日
東京都台東区浅草島越一の二
繊維機械振興株式会社
清算人代表　須賀隆二
清算事務所　杉並区天沼一の四〇

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年九月二十七日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月十三日
港区芝新橋四丁目二〇番地
日本冷凍工業株式会社
清算人　平塚新次郎

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年九月二十二日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月十三日
東京都北区神谷町一丁目四八二番地
東京証券印刷株式会社
清算人　佐野金太郎

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十月十七日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月十三日
東京都中央区銀座西四丁目三番地一
三工物産株式会社
代表清算人　矢田部知博

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年九月二十五日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十月十三日
愛知県津島市大字向島字居森一八六六番地
明光編織株式会社
代表清算人　山沢多吉

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年八月十五日臨時株主総会により解散しましたので当会社に対し債権を有せられる方は第三回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月十三日
大阪府中河内郡盾津町中新開四二六番地の一
中河内莫大小株式会社
清算人　浅田庄太郎

解散公告（第三回）
当社は昭和二十六年九月二十八日の臨時株主総会により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申

P. 210

第7455号

昭和26年11月13日　火曜日　　官　　報　　第7455号　212

衆議院法制局
参議院法制局　編集

現行法規總覽

全二十三綴　A5判 30,000頁 本文上質印刷紙　定価壱万五千円

註釈・参照條文挿入　五十音・年別索引付

第一法規出版株式會社

本社　東京都港区芝西久保桜川町25 電話芝(43)528・3565
支社　長野市岡田町176 電話4901・4902・5515
直接販売・内容見本贈呈

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　十一月八日附衆会第十三号二四頁●同九日附参会第十五号一六頁

出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月十日

台東区浅草橋二の六
株式会社日本トレイデング商会
清算人　深町　準一

株式名義書換停止公告

来る十二月一日から十二月下旬開催予定の定時株主総会終了の日迄株式の名義書換質権の登録及び信託財産の表示並に其の抹消を停止致します。

昭和二十六年十一月一日

東京都品川区西大崎一の三二六
星製薬株式会社
株主各位

定時株主総会招集公告

来る昭和二十六年十一月三十日午後一時より本店において左記目的事項につき第四十回定時株主総会を開催致しますから御出席下さるよう公告致します。

昭和二十六年十一月十三日

片倉工業株式会社
取締役社長　中沢　正英
株主各位

会議の目的たる事項

第一号議案
昭和二十六年前期（自昭和二十六年四月一日至昭和二十六年九月三十日）営業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認並びに利益金処分の件

第二号議案
商法改正に伴う定款変更の件

以上

第二期決算公告

昭和二十六年八月三十一日現在
貸借対照表

借方		貸方	
土地	一、二一五、八二〇・〇〇	資本金	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
建物	三二五、五二九・〇〇	入金	八、八〇〇、〇〇〇・〇〇
車輌運搬具	五二、三〇六・〇〇	拂手形	一七、二九九、四九二・五〇
器具備品	一〇〇、〇〇〇・〇〇	支拂手形	二、三二五、一五三・〇〇
有価証券	一五、〇六五、九五三・〇〇	買掛金	七、〇〇三、三九五・五〇
売掛金	九、七一五、八六三・〇〇	受拂金	五三五、九七二・〇〇
仮拂金	一、四六〇、五四二・〇〇	拂準備金	一六五、八二〇・〇〇
棚卸商品	一四、七二七、四一二・六五	積立金	七四、三〇〇・〇〇
銀行預金	五、九一五、七〇六・五三	繰越金	二五〇、〇〇〇・〇〇
現金	一二、六九二・五〇	当期利益金	四五、八七三・五八
未経過勘定	二三六、三三三・四三		八一八、一四一・五三
	四八、八一八、一四八・一一		四八、八一八、一四八・一一
合計		合計	

昭和二十六年十一月
株式会社木谷商店

第十五期決算公告

昭和二十六年八月三十一日

貸借対照表

資産の部		負債の部	
土地	一〇、三四三、九〇四・五〇	資本金	六、五〇〇、〇〇〇・〇〇
建物	一三、八四四、六〇一・〇〇	再評価積立金	一四、五三一、七九〇・〇〇
機械及装置	四四八、二一二・〇〇	法定積立金	一、三〇〇、〇〇〇・〇〇
運搬具	一、六〇六、九八六・〇〇	別途積立金	三、三〇〇、〇〇〇・〇〇
工具器具及備品	四〇、八一〇、四九八・二六	社員職工退職基金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
棚卸資産	二五九、五四六・〇〇	預り金	一、七〇〇、〇〇〇・〇〇
有価証券	五、一九三、五九八・二九	仮受金	二、九五一、〇八五・〇〇
仮拂金	五、二六四、〇〇一・四一	未払金	一二、七三一、四三七・五五
貸付金	八、五八〇、一七七・七〇	割引手形	四〇、三一五、九二八・八四
売掛金	五三、九四二、五八八・三四	買掛金	九、〇五九、七三四・二四
受取手形	六、八三六、一四六・〇九	支拂手形	一七、二三七、二八・〇〇
預金及現金	一四七、一二六、二五九・五九	前期繰越金	五、七三三、二九四・一〇
合計		当期利益金	三〇、七七六、八六一・八六
		合計	一四七、一二六、二五九・五九

右の通りであります。

昭和二十六年十一月一日

大阪市西淀川区野里町三七七の一四
株式会社日東アルミニウム製造所

第一期決算公告

（昭和二十六年九月末現在）

貸借対照表

借方（資産の部）		貸方（負債の部）	
什器備品	四二七、八二〇・〇〇	資本金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
創業費	一七、〇〇〇・〇〇	支拂手形	五、三〇〇、〇〇〇・〇〇
預け金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	未収入金	七、三〇〇、〇〇〇・〇〇
銀行預金	一〇〇、九五〇、四二三・一五	当期損失金	一、三五二、〇三〇・〇五
現金	三〇二、一九九・五三		
	七、三〇〇、〇〇〇・〇〇		
合計		合計	

右の通りであります。

昭和二十六年十月二十九日

大阪市東区博労町四の五三
日興倉庫株式会社

自昭和二十六年四月一日至昭和二十六年九月三十日決算

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

借方		貸方	
機械	二、五三〇、二九六・〇〇	資本金	一九、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
製品	一、〇三三、〇六七・九二	法定積立金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
商品	一八〇、〇〇〇・〇〇	別途積立金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
原木	一、三五四、六二四・三七	配当引当積立金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
用品	七七、六四七・二〇	再評価積立金	一、五五三、七七九・二五
有価証券	四六六、三六〇・〇〇	三和借入金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
出資金	二九三、〇〇一・〇五	買掛金	二〇七、〇八〇・〇〇
売掛金	一、八四七、〇三三・九一	前受金	五六、七一〇・〇〇
現金、預金	二八八、九八六・四九	未拂金	三三三、一〇三・五〇
前受金	八、〇六九、六一五・九四	繰越金	一三三、七八七・五九
合計		当期利益金	二、七九五、一五五・六〇
		合計	八、〇六九、六一五・九四

昭和二十六年十一月七日

神戸市灘区新在家中町一丁目一番地
入船株式会社

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁　電話九段(33)四三一―五元　振替東京一九〇〇〇　官報課